

衆議院

法務委員会

議 録 第 九 号

平成二十六年四月二日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 江崎 鐵磨君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

理事 大塚 拓君

土屋 正忠君
盛山 正仁君
階 猛君
遠山 清彦君
池田 道孝君
大見 正君
菅家 一郎君
小島 敏文君
今野 智博君
末吉 光徳君
鳩山 邦夫君
三ツ林裕巳君
郡 和子君
横路 孝弘君
大口 善徳君
鈴木 貴子君
谷垣 禎一君
奥野 信亮君
平口 洋君
小川 秀樹君
林 眞琴君
榊原 一夫君
正木 靖君
岡田 則之君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 西山 圭太君
官)
法務委員会専門員 矢部 明宏君
委員の異動
四月二日
辞任 博文君 補欠選任 清水 誠一君
同日 門 博文君 補欠選任 門 博文君
辞任 清水 誠一君 補欠選任 門 博文君
本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第
三四号)
○江崎委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、外国弁護士による法律事務の取扱い
に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議
題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として法務
省大臣官房司法法制部長小川秀樹君、法務省刑事
局長林眞琴君、法務省入国管理局長榊原一夫君、
外務省大臣官房参事官正木靖君、国税庁課税部長
岡田則之君及び経済産業省大臣官房審議官西山圭
太君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じ
ますが、御異議ありませんでしょうか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○江崎委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○江崎委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。初めに、宮澤博行君。
○宮澤(博)委員 おはようございます。自由民主
党の宮澤博行でございます。
本日は、大臣初め政府の皆様方、御出席いただ
きまして、法案の質疑をさせていただきます。余
談なく早速入りますので、よろしく願ひいたし
ます。
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部を改正する法律案ということなん
ですけれども、初めに、趣旨なんです、法案の
説明の中では、この法律案は、法律事務の国際
化、専門化、複雑多様化によりの確に対応するた
め、外国法事務弁護士法人の設立を可能にする
ということなんです。
しかし、誤解というか要らぬ不安というか疑問
というか、やはりこういうのが出てくるわけなん
ですね。外国の弁護士さんが日本で自由に事務所
をどんどん開設できるのかとか、外国資本で日本
の弁護士が駆逐されてしまうのじゃないか。今 T
P P の議論がありますので、似たような不安、ま
あ T P P の不安というのはそれは現実の不安で
あるかもしれませんが、そういう似たような不安と
いうものがやはり出てきているわけなんです。
ですので、これらの不安や疑問をどのように払
拭してよりよい法制度の基盤をつくっていくのか
というのをこの審議の中で明らかにしなくちゃい
けないわけなんです、それにおいては、この法
律の仕組みだけじゃなくて、既存の弁護士法人の
あり方ですとか既存の外国法事務弁護士法人の
あり方、そういったものも同時に調査をしていかな
ければならぬだろうなと思っております。ぜひよ
ろしく願ひいたします。

○江崎委員長 これより質疑に入ります。
これは、昭和六十一年に制定されて六十二年の
四月に施行された外国法事務弁護士制度、そこか
ら始まったわけなんです、その後、平成六年、
平成八年、平成十年と平成十五年、四回の改正が
行われていると私は記憶をしております。承認基
準が緩和されたり、共同事業の要件が緩和されたり
自由化されたりというさまざまな緩和があつた。
外国法事務弁護士による弁護士の雇用の解禁
もあつたわけなんです。
しかし、それらの途中に、平成十三年、弁護士
法人制度が導入された。そしてその後、規制改
革・民間開放推進三カ年計画で外国法事務弁護
士の法人化について検討ということが盛り込ま
れた。
この後、平成二十一年八月、外国弁護士制度研
究会の中間取りまとめがあり、パブリックコメン
トがあり、そして同じ年の十二月に外国弁護士制
度研究会が報告書をまとめて提出された。この中
には、いわゆる A 法人、B 法人があつたわけだ
ね。A 法人というのは外国法事務弁護士事務所を
法人化する、今の法案に非常に近いもの、B 法人
というのは共同事業を法人化しているという
こと、違ったわけなんです。
まず、この二十一年八月から十二月の間に
行われたパブリックコメント、このパブリックコ
メントでどういった内容の意見が出たのか、こ
ころはまず把握しておかなければならないと思
いますが、御答弁をお願いいたします。
○小川政府参考人 お答えいたします。
ただいま御指摘いただきましたパブリックコ
メント、平成二十一年八月に実施されたものでござ
います、この中には二つの考え方、一つは今お
話ございました A 法人、もう一つは B 法人、両方
の考え方を示してございました。

今回の法改正の対象となっております外国法事務弁護士法人、いわゆるA法人につきましては、自由な競争を確保するための制度的基盤として、提供者である外国弁護士の参入のための選択肢がふえるものとして賛成するという、これは経済団体からの意見でございますが、そういったもののほか、外国弁護士にも日本の弁護士に許容されているのと同様の法人形態で業務を遂行する選択肢が与えられることになるので歓迎する、これは外国の大使館からの御意見でございますが、そういった賛成の意見が寄せられました。導入に反対する意見はなかったものと承知してございます。

これに對しまして、B法人、いわゆる共同法人でございますが、共同法人につきましては、外国弁護士参入の選択肢がふえるものであり、基本的に望ましいと評価できる、これも経済団体の考え方でございますが、こういった賛成意見もあつた一方で、現状では共同法人の社員である外国弁護士が日本法に関する法律事務に不当に関与するおそれを払拭することはできないといった反対意見もございました。

こういった状況を踏まえまして、今回の改正法案におきましては、外国法事務弁護士法人の導入のみを対象として、共同法人の制度については外国法事務弁護士法人の活動状況等を見た上で検討していくこととされたものと承知してございます。

○宮澤(博)委員 ありがとうございます。

パブリックコメントの結果を経て、A法人には反対意見はなかったけれども、B法人には反対意見があつたということなんです。後ほどこの件については改めて触れたいと思います。

この法人化、パブリックコメントはそうだったんですけども、パブリックコメントは、中間取りまとめを出して、その意見というわけなんです。が、そもそもこの制度をやるというふうになつたそのきっかけ、つまり、経済界もしくは諸外国から何らかの要望、圧力があつたのかどうなのか、そここのところも把握しておきたいと思ひます。

が、説明をよろしくお願ひします。

○小川政府参考人 お答えいたします。
外弁法制度の創設につきましては、国外からの要望といたしましては、アメリカ、それからEU、オーストラリアといったところからそれぞれ要望がされております。例えばアメリカで申し上げますと、日米規制改革及び競争政策イニシアチブ、二〇一一年版でございますが、この米國政府の要望書などに示されているものでございます。

また、国内からの要望といたしましては、規制改革・民間開放推進三カ年計画、平成十六年三月十九日閣議決定のものでございますが、それから構造改革特区第十九次提案、平成二十二年十月のものでございますが、これらにおいてそれぞれ要望がされているものと承知しております。

以上でございます。

○宮澤(博)委員 今、アメリカ、EU、オーストラリアという話がありました。

そして、その後、国内のことに関しては、規制緩和の計画、そういった官製のもの、政府が立てたものについてのお話はありましたけれども、日本の実業界や法曹界、そういった政府以外からの声、要望は、このパブリックコメント以前、研究以前にはあつたのかどうか、その点はどうなんでしょうか。

○小川政府参考人 経済界から明示的な形で要望が出たかどうかということについて私も承知しておりませんが、先ほど申し上げました構造改革特区第十九次提案は、これは大阪市の提案になるものでございまして、国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外弁事務所についても日本弁護士事務所と同様の位置づけで法人化が可能となるように早急に求める、こういう内容でございました。

○宮澤(博)委員 ありがとうございます。
大阪府さんがどういった法曹界のニーズを捉えているかというのは、そこまではおわかりになりますか。なかなか答えにくいですが、はい、わかりました。

では、次の項目に移りたいと思ひます。

今回の法改正の目的なんですけれども、先ほど提案理由の説明の中で、国際化、専門化、複雑多様化という話はさせていただきましたけれども、しかし、それはお題目であつて、この法改正で何が変わるのか、そのところは目的として、メリットとして押さえておかなきゃいけないんですね。

今回の法改正で、外国法事務弁護士の業務範囲が広がるわけではない、そういった見方もあるわけなんですけれども、では、何がメリットなのか。従たる事務所、支店を置くことができる、法人だから借金がでる、雇用が容易になる。これら、どうなんでしょう、法人化のメリット。今回の法改正のメリット、それは一体何なんだろうかと。

○奥野副大臣 目的というよりはメリットでお答えしますけれども、今、皆さん方御承知のとおり、経済界は国際化が進んでいる。特に、MアンドAを通じて外国企業を買収して国際化を進めているというような経済環境にあるわけでありまして、私がMアンドAを積極的にやったのが十年以上前でありました。そのときに外国企業を買収する案件もたくさんありまして、そのときに大変不便を自分の身で経験したことがあります。それは何かというと、外国のコンサルタントをそのときだけ外国から雇つてきて、外国の法律を教えてくれよ、そんなようなことをやつた経験があります。

そういうことを考えていく中で、日本の外国人弁護士というものも、個人では開業できるようになつておりますけれども、これを共同経営化するというか、企業化するということのメリットは何なんだ、こういうことであらうかと思ひます。

そういうことを考えていくと、一つは、多国籍の企業をMアンドAするようになると、Aという会社があつて、その本店がニューヨークにあつて、支店がイギリスにある、特許権はドイツのものを使う、そういうようなときに、外国弁護士が

一つの企業としてまとまっていると、日本のMアンドAをしようとする企業は利便性が非常に高くなるわけですね。こういうようなことが一つ。

それから、支店を置けるわけでありまして、日本全国どこへでも支店を置くということで考えてみると、MアンドAをしようとする企業が、いろいろところで弁護士企業に対して問いをぶつけることができる、そんなメリットもあると思ひます。

それから、共同経営体の中にXという人間がおつて、その人がよんどころない事情でどこに行かざるを得なくなった、そのときに、Yという代替の人をすぐ供給することができるようでありまして、MアンドAをやるうとしていた企業から見ると、継続性が非常にスピーディーに維持できるということもメリットの一つだろうと思ひます。

それに加えて、賠償能力という面から見ると、共同経営体といひますか、外国人弁護士業を行う企業が受けて立つてもらうこともできるし、弁護士個人に加えて、企業としても賠償能力があるわけでありまして、そういう面ではいろいろと、MアンドAをやるうとする企業にとっては、仕事に非常にしやすくなるというメリットはあるのではないかと思ひます。

上手に言えなかつたかもしれませんが、できるだけわかるように言つたつもりであります。よろしく。

○宮澤(博)委員 ありがとうございます。

先生の体験に基づく御説明で、大変よくわかりました。ありがとうございます。

では、制度の中身について多少質疑をさせていただきます。通告と多少順番を変えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

最初に、社員についてお聞きをしたいと思ひます。

この法律案の中にも、社員ということが出てくるんですが、これは、法律をわかつていらつしやる方はもう当然のことではあります。が、社員、会

社員、社会通念上のものと法律上の社員というのは全く別物なわけですね。

実際、この法律を見てみても、この法の第五十条の十三によって弁護士法の規定が準用されているわけですが、弁護士法の第三十条の十三が準用されている場合、これは代表の話になる。弁護士法第三十条の十五が準用されると、これは債務に対する無限責任ということになるわけですね。

ですので、社員とは一体どういうものなのか、改めて確認のためにも聞いておきたいと思います。お願いします。

○小川政府参考人 お答えいたします。

一般的な概念で申しますと、社員という場合には会社などに雇用されている従業員を指すことがあるように思われるわけですが、法律でしばしば用いられます社員という概念は、例えば株式会社の株主のように、法人の構成員としての地位を有するものとして用いられています。

この法律案における社員も、会社法の合名会社の社員とほぼ同様の地位を持つものではないかと考えています。

○宮澤博委員 ありがとうございます。

社員になっている弁護士の方はいざというときに無限責任の債務を負うということではありませんが、そうしますと、実際、弁護士法人が解散、破綻、清算、そういったことが今国内で事例としてあるのかどうか、そこもところもお聞きしておきたいと思えます。これは外国法事務弁護士の話ではあるけれども、やはりそれをかがみとして見るためにちよつと質疑しておきたいんです。

平成二十三年、二十四年、二十五年、この三年ぐらいで結構です。弁護士法の三十条の二十三には弁護士法人の解散が規定されているわけですが、解散の理由が第一号から第七号まで掲げられています。それぞれについて、どういう数字、件数があるのか。特に第四号の破産手続開始の決定、これらは現状はどうなのか、債務の額はどうか、もしかしたら社員の数もわかれば、ぜひ御説明をいただきたいと思えます。

○小川政府参考人 お答えいたします。

お尋ねの弁護士法人の解散の状況についてでございますが、申しわけございませんが、法務省として、統計上、正確なものは把握してございません。

ただ、弁護士法人制度が施行されました平成二十四年四月から平成二十五年三月末までに設立された弁護士法人の総数は六百八十九ございまして、他方で、平成二十五年四月一日現在の弁護士法人の数は、これは清算中の法人なども含めまして六百五十七法人であるということからいたしますと、三十二程度の弁護士法人が既に何らかの理由で解散をしている。各年ごとといいますか、全体としての数字としては以上のようなところでございます。

○宮澤博委員 わからないというなら仕方ないですけれども、そこら辺のところは、やはり今後わかるようにしていく努力というか、制度的な改善、そこら辺もちよつと御検討いただけたらありがたいなというふうに思います。

さて、さらに質問を進めさせていただきます。次は、使用人たる弁護士についてお聞きしたいと思えます。

これは、使用人たる弁護士というよりも、共同事業のあり方、制度のあり方そのものまでお聞きをしたいなと思うんですが、今回、法五十条の十一というものがあります。これは、「外国法事務弁護士法人は、自己の業務の範囲を超える法律事務の取扱いについて、その雇用する弁護士、日本の弁護士ですね、日本の弁護士に「業務上の命令をしてはならない。」という旨の規定があるわけなんです。

平成十五年の改正で、外国法事務弁護士による弁護士法の雇用解雇、日本の弁護士を雇うというようになったことはなつたんですが、ちよつと事例を紹介させていただきたいと思えます。

外国法事務弁護士さんが日本の弁護士さんと新たに外弁さんを雇用しているのはどんな状況かと

いうと、事務所としては十七だそうなんです。そして、雇用している外弁さんが、雇用主が二十七、雇われている日本の弁護士さん四十六、雇われている外弁さん三十六ということなんです。結構日本の弁護士さんも雇用されている。では、外弁さんが日本の弁護士さんのみ雇用しているケースはどうかという、六事務所、雇用主は八人、雇われている日本の弁護士さん十五人ということで、これは平成二十五年四月一日のデータであります。

ということは、疑念として、外国法事務弁護士さん、外弁さんが日本の弁護士さんを雇用し、国内司法に参入するということももうこじあけられている。外国法事務弁護士さん、外弁さんが本国の大規模な事務所の余力を持って日本の司法に参入する、こういう疑念が生まれてきてしまうわけです。だから法五十条の十一があるわけなんです。うけれども、だから規定するんだと答えられると困るんですよ。

もう一つ事例を紹介させていただきます。

共同事業、つまり外弁さんと日本の弁護士さん、もしくは日本の弁護士法人さんが共同事業を行っている場合を見てみただけでも、提携関係は三十六ありますよ、平成二十五年の四月で、その中で、全く同じ名前なのが二十三あるんです。そして、似た名前のもものは三つなんです。似た名前というのは、外国法という文言が入っているかないか、これが三。全く異なる名称が十。これは私も内実までわかりませんけれども、データを見ただけです。何と何と判断できませんが、類似するものも含めて三十六の中で二十六、ほぼ同じ法人じゃないかと思われる、そういう状況なんです。

ということは、この法五十条の十一が制定される前から、既にこの条文は形骸化しているということなんです。既に外弁さんが日本の弁護士さんを雇用して、業務命令ではないけれども、その雇っている弁護士さんが独立の存在として共同事業を組む。言ってみれば、B法人というものは、

今回採用しないといつても、B法人が既に現実としてできてしまっているような状況、B法人と同じ効果が現実として広まっている状況、そういうふうに解釈することができると。

ですから、この法五十条の十一はその機能を本当に果たし得るのかどうか、そこところはちよつと説明していただきたいと思えます。

○小川政府参考人 今回の改正法におきましては、外弁法人が弁護士を雇用することを禁止しておりませんで、個人の外弁と同様に雇用は可能でございます。

ただ、外弁法人が被雇用弁護士などを通じて権限外事務を取り扱うことを防止する必要があることから、御指摘ございましたように、改正法案の五十条の十一において、雇用関係に基づく業務上の命令を禁止するなどの弊害防止措置を設けたものでございます。

また、この措置を実効的なものとするために、届け出をさせるということも行っているところでございます。ういて、こういふことについての違反行為があれば、日弁連による懲戒、あるいは、非常に悪質な場合は刑罰によつて臨むことも可能でございます。

それから、御指摘ございました、ほぼ同一の法人名、これは法律上、経済的に一体のものということであれば許容するというのが平成十五年改正の一つの内容でございます。

○宮澤博委員 ありがとうございます。

事務方の説明としては、もうそう答えざるを得ないと思えます。今私が説明したのも決して法律違反ではないはずなんです。ということは、これは現実として受けとめなくちゃいけないと思うんですが、既に外国弁護士さんが日本の弁護士さんを雇用して入ってきているというこの現状、さらにはB法人というものがもうほぼ現実のものになっている現状、これをどのように捉えて今後対応していくのか。そこところは、どうでしょう、お考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○奥野副大臣 余り専門でないので、事務方の答弁と似たり寄ったりになるかもしれませんが、いずれにしても、今までは外国人弁護士が日本で個人で活動するということは認められていたというのは委員御指摘のとおりです。その外国人弁護士は、日本の法律に基づくいろいろな仕事をしていたらならぬという規制がありました。弁護士というのは士業の中でのいろいろな仕事ができるわけですね。それから、弁護士にいろいろな仕事をされたら困るというほかの士業もあるわけです。結構いろいろな芽がたくさんあるよということは一つの事実、だと思っています。

そうした中で、今まで外国人弁護士が日本の法律に基づいた仕事をして、いわゆる日弁連から懲戒処分を受けたり、あるいは刑事罰を受けたりした事例は今まではございません。

その延長線上で、今度も、共同経営体、いわゆる外国弁護士の組織が、では、パートナーとして日本の法律に基づく弁護士を、一緒に仕事をする事ができるかと言ったら、できないんです。しかし、いそ弁的な、要するに事務作業的な人を、日本の法律にたいたいそ弁的な人を雇い入れるということはできる。

しかしながら、例えばそれを逆手にとつて、日本の法律に基づく弁護業務をやる、今度は日弁連から批判を受けて、懲戒処分を受けてしまう、そういうような自制能力を持っている組織だと私は思っていますから、そういう意味では、今までどおりのやり方で、特に心配したことは起こらないんじゃないかと私は思っております。

○宮澤(博)委員 ありがとうございます。

この外弁さんが日本で仕事をするということを法人としてやっていくことですが、ちよつと制度の方へ戻りたいんですけれども、では、実際、法務大臣によるこの外弁さんの承認の実態、それから指定法の実態、これはどうなんですか。

というのは、もう簡単に承認をしまつていて、指定法は認めてしまつていて、そういう形な

のか。承認の数はこちらで把握はできるんですが、申請の数のというのがなかなかわからないですね。申請の数があつて承認の数があつて、どれだけ難しいものなんだろう、そこら辺も把握しておきたいものですから、説明をお願いいたします。

○小川政府参考人 お答えいたします。

申請に対する答えとしての承認という形で統計ではございませんで、年ごとにとつておりますので、恐縮でございますが、平成二十三年の申請件数は四十九件、二十四年が四十四件、平成二十五年が五十五件でございます。

承認の件数の方は、平成二十三年が五十五件、平成二十四年が四十二件、平成二十五年が四十九件でございます。

それから指定の関係でございますが、指定の関係につきましても、特に法十六条一項二号、これは、「特定外国の外国弁護士となる資格を有する者」と同程度に当該特定外国の法に関する学識を有し、かつ、その法に関する法律事務の取扱いについて五年以上の実務経験を有する者、そういう条件のもとで認めるものでございますが、この十六条第一項二号による指定法につきましては、平成二十三年から二十五年までの三年間で指定された例はございません。

○宮澤(博)委員 申請の数のより資格の承認の方が多い年があつたりなんかして、ちよつと、おやとは思つたんですが、それはさておき、承認されなかつた事例というのはどういうものがあるんでしょうか。わかつたら教えてください。

○小川政府参考人 具体的には、もちろん、承認には要件がございますので、例えば職務経験要件を満たさないとか、あるいは一定の賠償能力などということが求められますので、そういう要件を満たさない場合ということでございます。

○宮澤(博)委員 ありがとうございます。

きょうは、この外弁の法人設立の法案の質疑をさせていただきます。

す。弁護士さんの中にもあります。

今後、日本の社会をどのように法的に安定させていくのか、弁護士さんの業界をどのようにしていくのか、そして、外弁さんと日本の弁護士さんのあり方をどうしていくのか。また、司法、法曹養成の改革があつて、その見直しもなされている。たくさん弁護士さんが出てきているけれども、なかなか就職口がない。また、裁判以外の紛争処理の話も考えていかなければいけない。そういう中で、この外弁さんと日本のあり方、法的安定性のあり方、法社会の全体的なあり方、どのようにビジョンを持つていこうか、ぜひ最後に大臣に御所見を伺いたいと思います。

○谷垣国務大臣 法の支配をあまねく推し進めていくという観点からいいますと、日本の弁護士だけではなくて、外国法事務弁護士の法的サービスが充実して、国内法、国外法両方のサービスを十分に受けられるようにする、その基盤をつくっていくということには私は極めて大事だと思います。先ほど副大臣からも具体的な経験に基づいたお話がございましたが、今度の法改正も、そういう国内法、国外法双方についての充実したサービスを提供できるような体制をつくっていくということの一環でございます。

ただ、今いろいろその副作用に対する御心配は言及されましたね、五十条の十一等々が骨抜きになつていないかというような問題でございます。そういうところも十分目配りしなければいけません。私が、私どもは、そういう法の支配を推し進めていく観点から、国内法、国外法双方の法的サービスが十分に利用できるような環境をつくつていく、こういう気持ちで臨んでまいりたいと思つております。

○宮澤(博)委員 どうもありがとうございます。

○江崎委員長 次に、遠山清彦委員。

○遠山委員 公明党の遠山清彦でございます。

私も、早速、本改正案の質疑に入りたいと思います。

この改正案によりまして、宮澤委員からいろいろありましたとおり、外国法事務弁護士、必ずしも外国人だけじゃありませんけれども、日本人で外国で資格を取つた方も含んでのことでございますが、いわゆる外弁とよく略される皆さんが社員となりまして、外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人を設立することが可能になります。

まず私が伺いたいのは、この制度の創設によりまして、法務省としてはどの程度の外弁法人が実際につくられると見込んでいるかということをお聞きしたいと思つております。

ちなみに、日本の弁護士、これは既に法人化が認められているわけですが、日本の弁護士の登録者は現在三万五千五百五人、実際に法人化されている団体は七百四十三団体にすぎません。ですから、三万五千五百人の弁護士がいて、法人は七百四十三団体ということでございます。

実は、法務省の資料によりますと、外国法事務弁護士の登録者は三百七十六人しかいないわけでございます。そうしますと、三万五千の日本の弁護士で七百四十三の法人ですから、三百七十六人の外国法事務弁護士だと団体の数はそんなに多くないんじゃないかという印象を受けますけれども、どのような見解を持っていますか、小川部長から伺いたいと思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

この法律案に基づきます外国法事務弁護士法人の具体的な設立見込みの件数を求めることはなかなか困難ではございますが、今御指摘ございましたように、現時点で外国法事務弁護士の数が三百七十六名程度であることからいたしますと、今回の法改正によつて創設される外国法事務弁護士法人の数にも、当然のことながら、おのずと限度があるものと思われま。

他方で、これまで国内外から法人制度の創設に関する要望が継続してあつたこと、それから、検討の過程において外弁の事務所などにヒアリングをした際にも一定の要望などがあつたことからい

たしますと、ある程度の利用数は見込まれるものと認識しているところでございます。

○遠山委員　そうですね。実際にどれぐらいの外弁法人ができるか、これは法改正をしてみても結果を待つしかないという面はあるかと思えます。

今回の法改正の必要性につきましては、今、司法法制部長から若干言及がありましたが、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により法的確にに対応するためという説明を法務省さんはおっしゃいます。確かに、グローバル化も進みまして、日本政府も外国企業への投資増加などを歓迎している観点から、欧米諸国関係団体などからも要望があったと認識をしております。

私、大臣に伺いますけれども、今回の改正を、欧米の関係団体、例えば具体的に一つ申し上げますと、欧州ビジネス協会、これは在日のヨーロッパ諸国の商工会のような組織でございますが、EBCと略されておりますけれども、このEBCの昨年の報告書では、本改正案を原則歓迎しながらも、先ほども宮澤委員の質問にあったかと思いますが、外国弁護士と日本の弁護士の双方で構成される弁護士法人ではないという点について強く批判をしております。

そこで、大臣にまず基本的なことを伺います。この法人の社員を外国法事務弁護士に限定した理由について、御説明をいただきたいと思っております。

○谷垣国務大臣　今委員がおっしゃいましたように、EBC、欧州ビジネス協会等々からは、弁護士及び外国法事務弁護士がともに社員となる法人の制度、いわゆる共同法人とかB法人とか言っておりますけれども、それに対する強い御要望もあつたことは事実でございます。

ただ、それにつきましては、先ほど小川司法法制部長も御答弁申し上げたと思いますが、外国法事務弁護士が法人制度を利用して権限外の業務を行っていくということについて、それを容認するのじやないかという懸念があるという御意見があ

りました。そういう弊害が生じないような立法のあり方というものもいろいろ我々は議論してきたんですが、現段階に至るまで、十分その懸念を払拭するところまで至っていないかつたというのは一つございいます。

それから、他方、外国法事務弁護士による法人の設立に関しては、アメリカやEU等の要望がございまして、それは、外国法事務弁護士だけが社員となる、そして外国法に関する法律事務を行うという、いわゆるA法人と申しますか、外弁法人と申しますか、そういう設立を可能とすることによってアメリカやEUの要望に応えることができるのではないかと。だから、差し当たって、これを速やかに実現する必要があるというふうなことで、今回の立法になりました。

つまり、いわゆる共同法人というものをこれで全部なしよとかというふうなことを必ずしも考えているわけではございませんで、外国法事務弁護士のみが社員となる法人の設立、それから、その利用状況あるいは活動状況を見た上でまた検討していく必要はあり得るのかな、このように考えております。

○遠山委員　いろいろ御丁寧に御答弁いただいて、ありがとうございます。

それで、大臣が今おっしゃった二つの点ですね。つまり、外国法事務弁護士が法人をつくって、その法人を利用して、今大臣のお言葉だと権限外の事務を行うおそれがあるということ、これは言いかえれば、日本法にかかわる法律事務を取り扱うことをいざ違法に行う可能性が起るという懸念を大臣がおっしゃったんだと思えます。

それで、ちよつとまた事務方に伺いたいんですが、確かに社員になれるのは外国法事務弁護士だけなんです。この法人が日本の弁護士を雇うことはこの法律でもできるということになっております。この雇われた日本の弁護士は、当然、日本法を取り扱う有資格者でございますので、法人業務外で日本法にかかわる法律事務を取り扱うこと

は可能だと認識をしておりますけれども、この点は間違いないでしょうか。

○小川政府参考人　お答えいたします。

日本の弁護士が、外弁法人の業務のほか、個人で日本法に関する事件を受任することは可能でございます。

○遠山委員　そこで、また大臣にお伺いをいたしますが、外弁法人の社員になれるのは外国法事務弁護士だけですが、その法人に雇用された日本の弁護士がいて、その人が日本法にかかわる法律事務を法人業務外で取り扱うことができる。

そうしますと、この法人はこの弁護士を雇っている雇用主でございますので、これはあつてはならないことかもしれないけれども、理論的には、自分が雇った日本の弁護士が日本法の法律事務を行う、そして、自分はその弁護士を法人において雇用しているという関係をいざば利用、悪用とまで言っちゃいけないのかもしませんが、利用して、事実上関与することが可能なのではないかという指摘も一部であるやに聞いておりますが、この点についての法務省の御見解を伺いたいと思

ます。

○谷垣国務大臣　外国法事務弁護士法人も、弁護士との関係で緊密な提携・協働関係をつくって、複雑多様化している法的需要にきちつと対応していく必要性がある、これは当然でございますが、それは自然人である外国法事務弁護士も同様であるということから、外国法事務弁護士法人についても日本の弁護士を雇用することができるとい

う。今までの経緯がございました。

他方、今おっしゃった点ですが、外国法事務弁護士が、雇用している弁護士を通じて、権限外の事務と申しますか、非弁活動ということにもなるのかもしませんが、そういうことを取り扱うことを防止する必要があるではないかということから、外国法事務弁護士法人についても、雇用関係に基づく業務上の命令を禁止するなどの措置、五十条の十一といったような規定が生まれておりまして、弊害をストップさせる措置、弊害を生じな

いようにさせる措置というのができている、こういうことでございます。

○遠山委員　そうすると、大臣が今おっしゃったように、法律の条文では日本の弁護士を雇用できるけれども、その人が法人の業務外で行う日本法を取り扱う業務について法人が不当に関与しないように罰則つきで法整備がされておりますが、こういうふうな理解をしているわけでございしますが、そこで、大臣、もう一点伺いたいと思えます。

先ほども私、申し上げましたけれども、基本的にあつてはならないことでございますが、仮に、この法改正によって可能となった法人が、法律で禁じられている業務を実行しているかどうかのチェックをする体制はどうなっているのか。これは、私も法律を読みまして、一義的には、弁護士会、また日本弁護士連合会、日弁連に監督責任があるというふうな理解しております。

ところが、この日弁連と外弁法人との関係において、例えばですけれども、ちよつと疑わしい業務を、権限外のことを法人がやっているんじゃないかといったときに、情報を開示せよと弁護士会あるいは日弁連が言ったときに、クライアントとの守秘義務の関係で全ての情報を開示できませんと弁護士会に断りを入れてきたりした場合、どこまで日弁連あるいは所属の弁護士会が調査できるのか、つまりチェックをしつかりできるのかどうか。これがしつかりしていないと実際の摘発にはつながらないと思ひますので、その点について大臣の御見解をいただきたいと思います。

○谷垣国務大臣　これはなかなか難しいところもある問題でございますが、今おっしゃった秘密保持義務とか守秘義務は、これは、弁護士の仕事というものが、依頼者が法律事件について秘密に関する事項を打ち明けて法律事務を委任するという、その職務の特質がありますから、弁護士にとつては基本的な職業倫理であるというふうな考えられてきた。

その事情は、外国法事務弁護士でも、その職業、プロフェッションを確立するためには当然必

要なこととして、外弁法の五十条一項において弁護士法第二十三条を準用してそういった倫理を法の上でもフォロワーしているわけですね。

そこで、確かに、今おっしゃったような、日弁連が監督するとしても、いや、職業上の秘密である、だめだということになれば、そこから先はなかなか行きにくいということも事実でございませう。ただ、これは日本の国内弁護士についても同様の仕組みでなっております。日弁連が監督していくということになっても、やはり職業上の守秘義務があるということは前提になつてゐる。

ですから、そういう意味では、国内弁護士それから外国法事務弁護士は同様の規律のもとにあるということになつておりまして、日弁連の懲戒手続の中でそこは適切な対応、御判断をなさるのではないかと、こう思つております。

○遠山委員 わかりました。

大臣、冒頭申し上げたように、実際どれぐらいの数の外弁法人ができるかというのはまだちよつとわからないところがありますし、せつかく法改正しますのでゼロでは困ると思ひますけれども、最初の数はそんなに多くないんじゃないかと私は推測しております。そういう意味でいうと、その最初に出てくる外弁法人の活動がスムーズに滑り出すことでこういった問題も、おっしゃったように、日本の弁護士も一緒ですよと言われればそのとおりなわけでございますし、しっかりとその辺のコンプライアンスの確保については法務省も目を光らせながら、また日弁連の自律性のものでしっかりとやっていただきたいというふうに思ひます。

それから、再び事務方に御答弁を求めたいと思ひますけれども、本改正案では、外国法事務弁護士法人は複数の事務所を設けることができると思ひます。ただし、条件がついておりまして、全ての事務所社員が常駐をしなければならぬとされております。

その理由について丁寧な御説明をいただきたいと思ひますけれども、これは弁護士法の規定を準

用しているからと理解をしてゐるんですが、ただ、弁護士法人の場合は、社員が常駐しない従たる事務所を設ける特例措置というものが認められております。しかし、外国法事務弁護士法人は、複数の事務所を設けてもいいですよといういながら、全ての事務所社員が常駐しない、という規定しかなくて、特例はないと理解をしております。もし私の認識が間違つていれば正していただいても構ひませんが、いづれにしても、なぜ全ての事務所社員が常駐しなければならぬのか、御説明いただきたいと思ひます。

○小川政府参考人 お答えいたします。

今回の改正法案では、御指摘いただきましたように、いわゆる複数の事務所設置を外弁法人に認めますとともに、従たる事務所についてのいわゆる常駐義務というものを定めてございます。

これは弁護士法人でも基本的には同様でございまして、外弁法人の事務所がいわば非弁行為の温床となることを防止し、つまり、弁護士はいないで、ほかの事務員と称するようになどが法律事務をとるといふいわゆる非弁行為の温床となることを防止し、あわせて弁護士会による指導監督の実効性を確保する必要があるということから、その事務所当該事務所の所在地の弁護士会の会員である社員を常駐させなければならぬこととしたものでございます。

他方で、弁護士法人の従たる事務所においては、委員から御指摘がございましたように、特例措置、すなわち、例外的に非常駐許可の規定が設けられております。

これは、いわゆる弁護士過疎地域における法律事務の需要に対応するといった公益活動の基盤となることも期待されておりました。常駐はしてなくても、一定期間中に何回か来るということによつてもそのニーズに対応するということを踏まえたものでございまして、そういった公益活動の基盤となることも期待する、こういったことが理由でございます。

しかしながら、外弁法人についてはそのよう

な、これは条文で申しますと弁護士法三十条の十七のただし書きに当たりますが、そのただし書きに相当する部分は準用してございませぬ。この趣旨は、外国法に関する法律事務のみを取扱業務といたします外弁法人につきましては、少なくとも現時点におきましてはこのような例外的な措置を講ずる必要性が認められないということによるものでございまして、以上の理由から、非常駐許可の規定を設けないこととしたものでございませう。

○遠山委員 よくわかりました。

要は、専門家でない私の言葉で申し上げれば、日本の弁護士法人も外国法の弁護士法人の場合も、原則的には、非弁行為が行われないように全ての事務所社員を常駐させなければいけない、有資格者がいなきゃいけない。しかし、日本の弁護士の場合は、過疎地域、弁護士がほとんどいないゼロワンとか呼ばれている地域でも法律サービスを提供するために、やむない場合は特例として弁護士のいない事務所を設けることを認めてゐる。この外国法事務弁護士法人の場合はそういうニーズがないだろうということ、ないというふう

うに理解をいたします。まあ理論上は、弁護士過疎地域でも、もしかしたら、ニューヨーク州法に基づく相談がないとは一〇〇％言い切れませんが、それはそのときで考えればいいということで、最後の質問に行きたいと思ひます。

大臣に伺ひます。これは私がきょう質問する中では一番答えづらいお話なのかもしれませんが、要するに、外国法事務弁護士法人だけに限らず、日本の弁護士法人もそうなんですが、社員の責任が無限であるという問題についてでございます。

無限であるということは、もしいろいろなトラブル、債務の関係が生じて、法人の財産で債務を完済できないときには、原則として法人の全社員が無限連帯責任を負うという形になっております。

先ほど私が言及いたしました欧州ビジネス協会

の報告書では、有限責任制度の導入をぜひしてもらいたいということを言つております。私の限られた知識の理解では、外国においては、一定規模の弁護士法人は有限責任事業組合、英語でリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ、LLPと呼ばれる方式になっておりますので、社員の責任というのは有限化されているわけですね。

先ほど申し上げましたように、これは日本の弁護士法人も無限責任になつておりまして、ですから、欧州ビジネス協会の報告書は、日本の弁護士法人も外国法事務弁護士法人も、両方とも有限責任制度を導入すべきではないかと言つてゐるわけでございますが、今回の法改正でも導入されております。その理由についてお聞きしたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 委員おっしゃる通りに、今の日本の弁護士、現行の弁護士法人の社員、これは無限責任を負う、それで外弁法人にも同様な規律を及ぼしていう、こういうことなんです。その背景にある考え方は、いわゆる外弁法人も弁護士法人と同じように、基本的には、構成員たる社員個人の人的信用を基礎とする、そういう法人である、だから、社員に無限責任を負わせることによつて依頼者その他の債権者の保護を図るべきもの、だという考え方が背景にあるわけでございます。

そういう観点からしますと、確かに有限責任法人というものは外国にあるようでございますが、債権者をどう保護していくかという観点からは相当な詰めが必要な議論だということになると思ひます。

それで、それと云つてはなんです、弁護士法人の中に指定社員制度というものも設けられておりまして、外弁法人についてもその制度を利用したらどうかということになるわけでありまして、要するに、特定の事件を担当する社員を指定する、この事件に関してはこの人が担当であるという社員を指定することによつて、この事件について全く業務に関与しない社員は無限責任を負わ

ない、そういうことが可能である、そういう仕組みは用意されているところでございます。

○遠山委員 よくわかりました。

無限責任を全社員に及ぼしたくない法人の中で、特定の事件というか事務について特定の社員を充てることで責任を事実上限定化することができるといふ制度で、それを今回の法改正で容認される外国法事務弁護士法人も使えるということを確認させていただいて、ちよつと早いですが、私の質疑を終わりたいと思います。

○江崎委員長 次に、階猛君。

○階委員 おはようございます。民主党の階です。

本日は、外弁法改正案の審議ということですが、きのう、この委員会の一般質疑の中でも袴田事件の問題が取り上げられました。法と証拠に基づいて対応という大臣の御答弁もありましたけれども、その再審に関しては、私は、ちよつと法律の不備があるのではないかという問題意識を持っております。まずはそのことからちよつと御質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、資料一というのをごらんになっていたければと思います。

ちよつと細かくて恐縮なんです、過去に死刑が確定した事件について再審開始決定が確定した事案というのを一覧表でまとめました。一番から免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件と並んで、最後に袴田事件ということでありまして、細かくは御説明しませんが、過去の四つの事件と比べて、今回の特徴は四つぐらいあるかなと思ひております。

まず第一に、死刑確定から再審開始決定までの期間が長いということです。

これまで一番長かったのは、一番の免田事件であります。この免田事件は、再審請求が第六次まで行われまして、その第六次で再審開始決定がなされるまでの期間が大体二十七年です。それに対して、今回の袴田事件では、再審請求は第二次な

んですが、開始決定まで三十四年もかかっている。つまり、非常に長い時間がかかったということが一点目です。

それから第二に、この再審開始決定なんですけれども、今回の特徴としては、静岡地裁という、従前、死刑判決を下した裁判所においてこの決定がされたということでありまして。

ほかの四つの事件で見ますと、再審請求がされた場合に、まず、死刑判決を下した裁判所で決定されるんですけれども、そこでは棄却になって、その後、上級審で覆って再審開始に至っているという点でありますから、この点も二つ目の特徴として挙げられるということになります。

それから第三として、再審事由として、死刑判決の決め手となった物的証拠について、きのうも指摘されていきましたけれども、捏造の疑いが指摘されています。

ほかの事件では、この表でいいますと、下から三つ目の行ぐらいですけれども、再審事由の要旨というところをごらんになっていただきたいんですが、いずれも自白の信用性が否定されて再審開始決定に至っているということでありまして、これが三目目。

それから、最後四目目ですけれども、再審開始決定後、直ちに身柄が釈放されたということでもあります。

ほかの事件では、再審開始の決定が確定して、それから再審が行われて、無罪になって初めて身柄が釈放されたということで、これも大きく違うということなんです。

以上を指摘した上で、これから質問に入らせていただきます。

まず、第一の指摘した点に關係して、死刑囚や被害者遺族の心情がにがしろにされているのではないかとということです。

袴田さん自身も、死刑執行の恐怖と向き合う精神的苦痛の中で、精神的に病気を抱えられたというふうにも聞いております。また、遺族にしても、いつまでも事件が終結しないことによつて、

次への一歩を踏み出せないまま、思いを引きずつてしまふということがあります。再審請求の手續を明確にして、予測可能性を持たせて、期間も短縮すべきではないかと思ひております。

ちなみに、今の再審の規定、刑訴法にありますけれども、第四百四十五條に「事実の取調」という条文はありますが、余り細かいことは決められていないで、これではどのような手續でいつまでかかるのかということが事前には読めないというところ、先ほど言ったように、被害者あるいは死刑囚に対して余りに心情をおもんばかつていないのではないかと今思ひます。この点について、大臣からの御所見をお願いします。

○谷垣國務大臣 袴田事件については、今委員は、死刑確定から再審開始決定まで三十四年というふうにおっしゃいました。特に、平成二十年の四月に第二次再審請求がなされまして、ことしの三月二十七日にその第二次の請求の中で再審開始決定がなされた。そうすると、今三十四年とおっしゃいましたけれども、その申請からこの決定まで六年かかっている。私は、むしろ、まず三十四年というのは一次がございましたから、そこが一つ意味のある、意味のあると言つたら語弊がありますが、数字かなというふうには思ひます。

ただ、私も今回、再審までどうなっているのかと多少事務方からいろいろ聞いてみまして、相当、年間、再審請求はあるようでございますが、大部分のものは短い時間で処理されているけれども、やはり、難しいと言つたところでございます。

が、先ほどお挙げになりました四大再審事件と言われるようなものは、いずれも相当長期間を要していることは事実でございます。

それで、この袴田事件については、いまだ係属中のものでございますので、私の方からその件については詳細なコメントは避けるべきであるというふうにご考えておりますが、先ほどのようなことを申し上げますと、できるだけ、裁判の迅速の要請というのは他方であるわけでありまして、相当個別の要素もあるんだらうというふうには私は思つ

ておりまして、長短を一概に言うことはなかなか難しいのかなと思ひますが、私としても今後よくこの点は勉強していきたいと考えております。

○階委員 事務方で結構なんです、再審開始請求の審理をどうするか、どういう手續で進めるかということについては、普通の公判手續と違つて余り規定がないと思ひてしまして、先ほど、四百四十五條、「事実の取調」ということを私ちよつと挙げましたけれども、何かほかに、こういう手續の流れで進んでいきますよというものはあります。

○林政府参考人 御指摘の再審請求審の手續の構造でございますが、まず、基本的に通常審は、検察官、あるいは被告人、弁護側、あと裁判所、こゝういった形での当事者構造をとつておるわけですが、再審請求審につきましては、再審請求を受けた裁判所が職権で判断していく、審理をしていく手續でございます。そのために、その審理も非公開となつております。

そういったことから、確かに、その職権手續でどのような審理を行うかということは、個別事案に即してその裁判所において進めているものでございまして、そういった形で、通常審に比べますと、そういった審理の手續に関する規定は少ない状況にございます。

○階委員 大臣にも問題意識は共有していただけたのかなと思ひておりますけれども、やはり、予測可能性がないまま再審の請求の審理が長引くということは、当該死刑囚にとつても、また被害者にとつてもよくないことだと思ひておりますので、ぜひ、こはしつかり検討していただきたいと思ひます。

それから、先ほど申し上げた二つ目の点なんです、過去の再審開始決定は、死刑判決を下した裁判所ではなくて、その上級審が決定しているという点です。

なぜそうなのかなということをご私なりに考えてみますと、やはり、過去に自分たちが下した判決を同じ裁判所、幾らその裁判官自身がメンバーがか

わつているとはいえ、過去の先輩がやったことを否定するわけでもありませんから、なかなかやりにくいのかなと。

やはり、私としては、現行法、刑訴法四百三十八条で、条文としては「再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。」ということになっていすけれども、これは見直して、再審の請求があつた場合には第三者的な裁判所でこれを審理した方が、より客観的な、かつ妥当な審理ができるのかなと思うんですが、この点はいかがでしようか。

○谷垣国務大臣 今の階委員の問題意識に私も十分お答えする能力があるかどうかかわからないんですが、かなり多面的なことを考えなければいけないのではないかと思います。

現行制度のたてつけは、要するに、いわゆる原判決をした裁判所で行うという仕組みになっております。今委員のおっしゃったように、簡単な事件は別として、現実には、複雑な、相当長期を要しているようなものに関しては、必ずしも、裁判官の顔ぶれが同じということとはほとんどあり得ないのが現実だろうと私は思います。

それに加えて、では、どういふところに持つていくのかというのも、けさ大分いろいろ聞いてみたんですが、どうもいろいろな要素があるようでございまして、再審の構造とあわせて、それは、地裁で判決を出したら高裁に持つていくのがいいのか、あるいは最高裁にいきなり持つていくのがいいのかといったも、それぞれかなりの問題があるように、けさの段階で私は認識をいたしました。

この点については、余り答弁に長々使つてまいけませんので、個別にわたることは差し控えますが、もし御関心があればまた刑事局長にお聞きをいたしたいと存じます。

○階委員 では、そこは後で聞かせていただけだと思います。

次に、第三の点です。

捏造疑惑が出てきたということで、きのう、S T A P細胞でも小保方さんに同じような疑いがかけられていふことで、やはり、多分、捜査機関の方としては、それに対して承服したいから即時抗告だということ、きのうも答弁されたと思うんですが、ただ、確かに承服したい気持ちもわかるんですが、疑いをかけられるようなことを今までしてきたということは真摯に反省していただかなくてはいいと思つております。

あの村木事件のフロッピーディスクの偽造の問題、それから、私も取り上げました石川さんの捜査報告書の偽造の問題なども過去にあった中で、この捏造というのを、闇に伏すといひますか、ちゃんと真剣に調べないまま、国民に説明責任も果たさないまま終わらせてしまふというのは私は問題だと思つております。

既に捜査機関への信頼が失墜した中であつて、こういう問題、こういう指摘が裁判所からあつたわけですから、早急に国民への説明責任を果たす、その観点から、直ちに法務省としても内部調査を行つて真相を明らかにすべきではないかと思ひますけれども、この点、大臣、いかがでしようか。

○谷垣国務大臣 きんの、鈴木貴子委員の御質問にも、日々新たにというふうな言葉で私は御答弁を申し上げたところでございまして、今現実には即時抗告を申し立てているところでもございまして、私が、証拠の評価はどうあるべきかと、そういう問題について詳細に申し上げるのは差し控えたいと思つております。

ただ、即時抗告審で再審開始決定の可否をめぐつて審理が行われるわけでございまして、少なくとも、静岡地裁であつた指摘を受けているわけでございまして、当然のことながら、検察としては、証拠等々をどう評価するかということとを真剣に模索しながら臨むのではないかと考えております。

○階委員 捏造があつたかどうかということ、今回の再審開始決定が妥当かどうかというのは必ずしも一体ではないと思つていまして、捏造があつたかどうかというのは、まさに捜査機関に犯罪行為があつたかどうかということで、仮に捏造があつたとすれば、捜査機関としては、四人も殺入して、そして住宅に火をつけたという重大な事件ですから、もし有罪になれば死刑だということでは当然予測可能、にもかかわらず、有罪を決定づけるような証拠を捏造したというのであれば、私は、いわば捜査機関による袴田さんに対する殺人罪の間接正犯だと思ひます。

それぐらいの重要な問題があるということであれば、確かに、裁判の系統にのつとつて即時抗告をしていくというのでもいいでしょうけれども、この捏造疑惑に対しては、きちんとやはり法務省として対応して、疑いがあれば晴らしていく。また、仮に、万一事実ということであれば、関係者の適正な処分と再発防止策ということを講じていかなければ、私はまずいのではないかと思ひます。もう一度、大臣に御見解をお願いいたします。

○谷垣国務大臣 その点は先ほどの繰り返しになりますが、当然即時抗告の過程の中で問題点が明らかになつてくると思ひますし、適切に検察としても当然対応しなければなりません。

私としては、現在、この即時抗告に関して、裁判所で審理が行われるということを重視したいと思つております。

○階委員 裁判の話と捏造の話は切り分けるべきだと。なぜなら、捏造という問題は組織の信頼性にかかわつてくる問題ですから、それはやはり、疑いで、根も葉もないということであれば晴らしていかないと組織のトップとしてはまずいのではないかということで、あえて私は法務省の立場に立つて申し上げているという面もあるということを御理解ください。

これがうやむやにされて、国民に対して説明責任を果たせないのであれば、多分、この間の報道ぶりからして、多くの一般国民は、検察がまた捏造したなということで終わつてしまひます。裁判の経過に任せていけば、どんどんそういうふうになつてしまふと思ひますから、私は、大臣のお立場であれば、早く捜査機関への信頼を回復するための手だてを講じるべきだということを重ねて申し上げます。

そして、四つ目の点に移らせていただきます。身柄釈放がまだその再審開始決定も確定していない段階でされたということについて、私は、過去の例と比べて特別であるということをお指摘申し上げます。

ちよつと前提として事務方にお尋ねしたいんですが、今回のこの再審開始決定の身柄釈放を決めた部分について、これだけ取り出して異議申し立てをしたというような報道に接したんですけれども、これは間違いなんでしょうか。そして、仮にそうであれば、その異議申し立てに対して今どういふ状況になつていふのかということをお答えいただけますか。

○林政府参考人 今回の再審開始決定には、再審を開始するという決定の部分、それから、死刑及び拘置の執行を停止する、こういう決定部分、この二つの部分がございまして、それにつきまして、後者である死刑及び拘置の執行を停止するという決定部分については、検察官は通常抗告するというのをいたしました。それが棄却されているということになつてございまして。

○階委員 という状況で、身柄釈放ということが続いているわけですが、まず、そもそも、死刑の場合に、刑の執行ではなくて、身柄を拘束しているのは拘置という法律的な整理になるんだそうです。刑の執行ではないということなんです。

一方、法律上の条文で言うと、刑訴法四百四十八条の二項ということなんですが、「再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができ。」というところで、刑の執行は停止することができるといふことなんです。先ほど言つた死刑囚の拘置について停止できるという条文はありません。

過去には、私の模範六法、免田事件の裁判例が

載っていますけれども、死刑の執行を停止した場合、刑法十一條二項の拘留の執行を停止することはできないというような裁判例もあつたそうでした、こういう状態だと、今回はたまたま、裁判所の英断と私は思いますけれども、英断で身柄の釈放がされましたけれども、今後またこういう結論が導き出されるかどうかはわからない。

過去の例を見ると、免田事件というところで先ほどの裁判例があつたわけでした、むしろ、四百四十八條二項が、あえて刑の執行停止と言つて拘留の停止というのは言つていないということを根拠にして、引き続き身柄を拘束し続けるということにもなりかねないわけでありまして、私としては、条文を改正して、この部分については、死刑囚の再審開始の場合も、刑訴法四百四十八條二項を準用して拘留を停止できるようにすべきではないかと思うんですが、この点、大臣、いかがお考えでしょうか。

○谷垣国務大臣 確かに、今、階委員がおつしやつたように、四百四十八條二項は、明文では拘留の執行を停止するということを書いておりません。かつては、拘留の執行を停止できないという、明文規定がないことを理由にこれを否定する見解もあつたようでございますが、いわゆる松山事件や島田事件等々で、この二項によつて拘留の執行を停止したという例が重なつておりまして、そういう解釈に基づいて、この四百四十八條二項によつて拘留の執行を停止することができるということで運用がなされているものというふうに理解をしております。

先ほど刑事局長が、拘留の執行の停止に対する特別抗告を申し立てたと言つておりますが……（階委員「通常抗告と呼ぶ」）通常抗告をしたと言つておりますが、あれも、このような解釈を前提として、四百四十八條二項としてそういう判断が裁判所はできるんだけれども、それに対して通常抗告をしたということでございます、この解釈自体は檢察も否定しているところではございません。

○階委員 一点確認ですけれども、再審開始決定のときに身柄が釈放されたのは、今回が初めてじゃないかと。今大臣の御答弁だと、過去の事件でもあつたというふうにおつしやつたんですが、いかがですか。

○谷垣国務大臣 確かに、先ほどの島田事件、松山事件と申ししたのは、再審無罪判決後にそのような判断をしたということでございます。

○階委員 ですから、再審開始決定のときに釈放されたというのは今回が初めてのケースですが、大臣の御答弁からすると、今回のような扱いというのはいまだに確立されていいて、裁判所の裁量で釈放することは全く問題ないんです、法改正をしなくてもいいんですということをおつしやられたということよろしくございませぬ。

○谷垣国務大臣 そのような解釈が確定していると考えております。

○階委員 よくわかりました。それで、今回の開始決定の翌日に、これは衝撃的だったんですが、袴田事件の被害者の方の中で唯一生き残られた長女の方が亡くなられています。新聞記事によると事件性はないということ、この再審開始決定との因果関係が明らかではないんですが、これは大臣にお聞かせ願えればと思うんですが、当然、大臣の立場でも御関心を持つていらっしゃると思うんですが、この再審開始決定と因果関係がないということは言い切れますか。

○谷垣国務大臣 私、この記事が出たのは早速拝見しまして、承知はしているんです。ただ、法務大臣として、被害者の御遺族が亡くなったか否かというのを、こういう形では知つたわけではございますが、公的に知る立場にございませぬし、また、そういう報告があるわけでもございませぬ。ですから、ちよつとそれに関して申し上げるのは差し控えたと思います。

○階委員 一般論として言えば、被害者の遺族の方が、真犯人は見つかつて死刑囚になつて、いずれ死刑が執行されるだろうと思つて長年過ごして

きた、ところが、その死刑囚というのは実は無罪かもしれないということ、再審開始決定が下されたということになると、非常に心理的なダメージは大きくて、自分の今まで我慢してきたのは何だつたんだらうと思つて、場合によつては、言い方に注意しなくちゃいけないですけれども、みづから命を絶つたことだつて想定されなくはないと思うんですね。

そういう心理的ダメージも考えるのであれば、やはり、こういう決定がされた後、捜査当局なりしかるべきところから被害者の心のケアというのはされるべきではないかと思うんですけれども、事実関係として、こうしたケアというのはされたのか、あるいはそういうことを考えておられるのか、事務当局からお願ひします。

○林政府参考人 お尋ねの、こういった特定の個別事件でそういった対応がなされたかどうかということについては、檢察当局の活動内容にかかわる事柄でございまして、お答えすることは差し控えたいと思います。

なお、被害者に対する配慮あるいは被害者の御遺族に対する配慮というものが重要であることはもとよりでございますが、そういった場合、檢察当局においては、こういった裁判結果でありますとか被害者の釈放等については、御遺族の御要望があるなし、そういう有無等を踏まえながら、そういった個別の中で説明の要否あるいは内容等について判断していくものと考えております。

○階委員 再審開始決定になつて冤罪が晴れるというの、これはこれでいいことでありますけれども、一方で、被害者にとつてみると、真犯人がいなくなる、わからなくなつてしまふということ、その心理的なダメージにも私は配慮する必要があると思つていまして、この手の事件があつたならばそうしたことも目配りする必要があるのではないかということをお伝えしたいと思ひます。

また、この点については、どうしたことが考えられるのかというようなことは私も考えていき

と思つています。

そこで、死刑執行についてもちよつと話をしたいんですが、三月の三十一日に再審請求が棄却された飯塚事件というのがありました。この飯塚事件では、再審請求の準備中に死刑が執行されたということ、再審請求手続が逆に進んでしまつていけば死刑が執行されていなかったのではないかと、う気もしますが、この点について、参考人、いかがでしょうか。

○林政府参考人 再審請求手続が始まつていけば死刑は執行されていなかったのではないかと、この御質問、仮定の御質問に関してはお答えをしかねるところでございます。

なお、死刑執行に関しては、個々の事案について関係記録を十分に精査して、刑の執行停止、再審事由の有無等について慎重に検討し、これらの事由等がないと認めた場合に初めて法務大臣において死刑執行命令を発することとされているものと承知しております。

なお、再審請求は、法文上は、法務大臣が死刑の執行停止を命ずる事由には当たらないということとなつています。

○階委員 事実関係を参考人からお願ひしたいと思いますが、きのう、田嶋委員からの質疑の中で、確定死刑囚が百三十人ぐらゐる中で、再審請求中が八十人という御答弁があつたと思ひます。再審請求の手續中に死刑執行がされた事案は過去にあるのか、あるとすればどのようなケースだったのかということをお聞かせいただけますか。

○林政府参考人 まず、平成二十六年三月三十一日現在で未執行の死刑確定者は百三十一人おりまして、そのうちの再審請求中の者の人数は九十人となつております。

その上で、過去に再審請求中に死刑の執行が行われた事例はあるものと承知しております。

なお、その当該事案の内容等につきましても、未執行の死刑確定者の心情に与える影響等に鑑みまして、お答えは差し控えさせていただきますと思ひます。

○階委員 過去に再審請求中に死刑執行がされた
事案があったということなんですが、再審請求中
ということであれば、場合によっては冤罪という
可能性もあるわけで、私はこれは非常に慎重でな
くてはいけないと思っております。

一方、この委員会でも以前に議論をさせていた
だいたんですが、大臣は、死刑執行の命令を下す
際には記録を精査して慎重に判断されるというこ
とだったんですが、その大臣の目に触れるという
か上がってくる案件というのはどこでどのように
して選ばれているのだろうか。まさか確定死刑囚
百三十一人全部の記録に目を通すわけにはいかな
いと思いますので、事務方がセレクトして上げて
くるんだと思うんですが、その基準とかその方法
とかはどうなっているのかということをご参考人か
らお願いします。

○林政府参考人 死刑執行の判断につきましての
内部的な手続等にかかわる事項については、お答
えは差し控えていただきたいと思っております。

死刑執行に関しては、個々の事案について関係
記録を十分に精査して、先ほども申し上げました
が、刑の執行停止、再審の事由の有無等について
これを慎重に検討し、これらの事由等がないと認
めた場合に初めて死刑執行命令を発することとし
て、法務大臣において判断しております。

また、その過程において、刑事局を含めた法務
省内の関係部局の検討を経ているものでございま
す。

○階委員 私が最近読んだ本で、大臣に死刑執行
を判断していただく前に、死刑執行起案という刑
事局内部の手続があると聞いたんですけれども、
これはどのようなものなんでしょうか。

○林政府参考人 ただいま申し上げましたが、死
刑執行に関しては、個々の事案について関係記録
を十分に精査して、刑の執行停止、再審事由の有
無等について慎重に検討し、これらの事由等がな
いと認めた場合に死刑執行命令を発することとさ
れております。

その過程におきまして、刑事局を含めた法務省

内の関係部局が、今申し上げた点等について十分
な精査、検討をしております。その際、委員が今
言われた起案というものと一致するものであるか
どうかはもちろん定かではございませんけれども
も、検討に必要な書面の作成をしているところで
ございます。

○階委員 これは、死刑執行起案という、担当の
検事がこの死刑執行に問題がないかどうかという
のをまず判断した上で大臣に最終的な判断を仰ぐ
というやり方だと、まさに担当の検事が生殺与奪
の権を握っているということなんですが、法制度
としては、死刑囚については六カ月以内に執行と
いうことで、機械的と言ったら語弊がありますが
けれども、ある程度の基準は客観的に定められて
いるわけですか。ところが、現実には、今回、袴田さ
んも、冤罪の疑いがあるから当然といえば当然な
んですけれども、何十年も執行がされないで来て
いる、そういう方もたくさんいらっしゃるわけ
ですね。

死刑執行の対象者を恣意的に選ばないという法
律の基準のつとて公平に選ぶような仕組みが
一方で必要だと思えますし、死刑制度を存続す
るといふ立場に私は立っていますけれども、そう
いう仕組みが必要であると考えますし、ただ、そ
の一方で、冤罪による死刑執行を防ぐというこ
とも、これは極めて根本的な課題だと思ってい
ます。

こうした、恣意的に選ばないということと冤罪
を防ぐということとを両立させるような方策につ
いて、大臣として何かお考えになつてることがあ
れば、お願いします。

○谷垣国務大臣 二つ今お挙げになりました、冤
罪の発生を防ぐ、恣意的ではないということが何
よりも大事なことで私も思います。

私も、なかなかお答えが難しいなと思ってここ
に立たせていただいたんですが、冤罪を防ぐとい
う点になりますと、恐らく、先ほどの担当する検
察官の調査もそうですし、私も記録を精査するこ
とに考えておりますのは、やはり行為者の同一性

といいますが、要するに、この人がこの事件の実
行行為者である、その状況に対するような意見は
いろいろあるだろうと思いますが、私自身は行為
者の同一性というところを一番注意して、もちろ
ん、私はプロの刑事裁判官でもありませんし、プ
ロの検察官でもございませんから、私の能力は限
界があるだろうと思えます。しかし、私が一番精
査すべきことはその同一性である、実行行為をし
た人がこの人であるか、そのところを私の能力
の及ぶ限りきちんと精査をする。

そのほか、いろいろ考えなければならぬこと
はあろうかと思えます。今のお答えが十分かどう
かはわかりませんが、私としては、そのように考
えて対応しております。

○階委員 私は、谷垣大臣は、そのあたりは重々
考えてやられる大臣だと思っておりますから、その
点は信頼しておりますけれども、もつとシステム
として考えた方がいいのではないかと、あなたが大
臣になられても、あるいはあなたが担当検事で
あつても、間違ひのない死刑制度の運用というの
がされるようなシステムというのを考えていかな
くちゃいけないのではないかとということをお伝え
しておきます。

その上で、ちよつと残りの質問は時間の関係で
後回しにしまして、外弁法の話に戻りたいと思
います。

まず、この改正の必要性ということなんです
が、今回の改正の目的として、国際化、専門化、
複雑多様化に的確に対応ということがきのうの趣
旨説明でもあつたかと思うんですが、現在の制度
では対応できないのだろうかということですが、こ
の点について、大臣から御説明をお願いしま
す。

○谷垣国務大臣 ちよつと私も頭を切りかえませ
んと。
確かに、今おっしゃったように、非常に複雑多
様化、専門化、国際化している、先ほど副大臣か
ら御答弁があつたところでございますが、こう
した法的二一ズに今まで外国法事務弁護士という
方々が対応してこられた、これだけ複雑化してま

いりますと、これまで以上によりの確に対応する
ことが必要になってくるだろう。

そこで、平成二十年の三月に閣議決定されまし
た規制改革推進のための三力年計画という中で
も、これまで以上に的確に外国法事務弁護士に対
する法的二一ズに 대응するということを目的とす
る、そういうふうになっております。

委員の御質問は、今までの制度では応えられな
かつたかというものでございましたよね。（階委
員「はい」と呼ぶ）応えられないというわけでは必
ずしもなかつたとは思いますが。ただ、やはり法人
化するこによつて、その組織なり全体の対応力
がより充実したものになっていくということはそ
のとおりだと思えます。

それから、地方にやはり支所を設けるというこ
と。今までは東京三会に集中する傾きがございま
したけれども、地方にそういう二一ズがないとは
言えないと思えますので、そういった面で、今ま
でよりも国際化や事件の複雑化に対してより適切
な対応を図っていくということではないかと思
います。

○階委員 私が見る限りでは、国際化、専門化及
び複雑多様化に的確に対応というよりは、外国の
要望に的確に対応しているという感じもするわけ
です。

まず、その立法の必要性が仮にあつたとして
も、手段として相当なのかどうかということも
ちゃんと考えておかなければいけないと思ってい
ますけれども、なぜ、このA法人、B法人という
中のA法人、法律でいうと外国法事務弁護士法人
となりますけれども、それを設立することが従来
よりも国際化、専門化、複雑多様化に的確に対
応できることになるのか。

先ほども副大臣の方から御説明がありました。
支店で地方の二一ズにも対応できるとか、あと、
引き継ぎが容易であるとかいう法人のメリットも
挙げられましたけれども、何かちよつとびんごこ
ないところもありますので、もう一度大臣から、
この法人をつくることによつて的確に対応できる

ようになるんだというその根拠ないし理由を御説明いただけますか。

○谷垣国務大臣 今度の制度改正が認められますと、先ほど申しましたことの繰り返しになるかもしれませんが、資格取得国が異なる者を含む、例えばイギリスであったりアメリカであったり、あるいはオーストラリアであったり韓国であったり、その複数の資格者が法人として組織されるということが可能になります。そして、業務の共同化あるいは分業化、専門化というものが進むということで、利用者に今までも質の高い多様な法律事務が提供されるのではなからうかというのが一つでございます。

それから、これも先ほど申し上げましたけれども、複数の事務所の設置が可能となるということによって多様な外国法サービスを全国的に展開することがやりやすくなっていくということ。

それから、受任主体が法人化することによって、受任主体が法人だということになりますと、業務担当者等の交代等が円滑になるという面もあるでしょうし、それから、社員が法人と連帯して責任を負うということになりますので、依頼者に対する事務所の賠償能力というか、補償能力というか、そういうものが強化されるということになると思います。

それから、法人名義で財産を持つとか、借り入れるとか、あるいは従業員の雇用を行うということが可能になりますので、いわば事務所の足腰を強化するということができるようになるのではないかと思います。

そういうメリットがあつて、それが国民の法的ニーズに十分応えていく効果を私どもは期待しているということでございます。

○階委員 今の説明で手段が一定の相当性があるということのはわかりましたけれども、私は、もつという手段があるのではないかと。

つまり、日本の弁護士でも弁護士法人というのはつくれるわけですし、日本の弁護士は外国法の仕事も当然ながらできるわけですね。問題は、日

本の弁護士がそういった仕事をするスキルがない。だから、そのスキルをどんどんつけてもらうというところで、私は、法科大学院制度、法曹養成制度の改革というのがなされたんだと思っているんですね。

そういった方向で法曹養成制度改革を進めていくというのが、これまで政府が目指していた方向ではなかったのかということを確認させていただきたいんです。

○谷垣国務大臣 階委員のおっしゃったことは、私もそうだと思います。

平成十三年の六月十二日、司法制度改革審議会の意見書にも、国際化時代の法的需要に十分対応するため、弁護士の専門性の向上、執務体制の強化、国際交流の推進、法曹養成段階における国際化の要請への配慮等というようなことが挙げられておりまして、そういうことを通じて国際化への対応を強化すべきであるというふうに言われております。

それから、昨年六月に法曹養成制度検討会議取りまとめというのをいたしました。その中でも、関係機関や団体等の連携のもとに、日本の弁護士の海外展開を促進し、また、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要があるというふうにされております。

ですから、私も国といいますが法務省としても、そういうことを目指していることは事実でございますし、事実、私は法務省に参りましてから、私も法曹としての教育を受けたときよりも格段にそういう方向が充実して、若い弁護士の方ですらそういった業務に応え得る方もふえているなとは思っておりますが、まだまだ海外展開に関する、私どももそういう検討なり推進策を常に検討しておりますが、今後とも努力をしなければなら

ない点があるだろうと思います。

○階委員 ですから、法曹養成制度改革で国際業務をする弁護士がどんどんふえていけば、実は今回の改正は必要なかったのではないかと、十分に国

際化、専門化、複雑多様化のニーズに応えられているというふうになれば、あえて外国法事務弁護士法人なるものを日本の弁護士法人のほかにつける必要はなかったのではないかとというふうに思うわけです。

実際問題、法曹養成制度改革の結果、国際的な業務に従事する弁護士がどの程度ふえたのかということをもし把握されているようであれば、これは数字ですので事務方でも結構なんですが、お答えいただけますか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

法曹養成制度改革の結果、国際的な業務に従事する弁護士数がどの程度増加したかという点につきましては、国際的な業務というのをどう定義づけるかなどの問題もございまして、具体的な数字としては直接は把握してございません。

ただ、外国法事務弁護士に雇用されている弁護士という観点で見ますと、平成十七年四月一日に雇用が解禁された後、平成二十五年四月一日現在で合計四十六名となっております。また、外国法共同事業にかかわる弁護士について見ますと、平成十七年四月一日時点におきましては、事業数は十九、被雇用者を含め事業にかかわる弁護士数は三百二十二人でございましたが、二十五年四月一日現在では、事業数は三十六、弁護士数は六百七十七人となっております。増加傾向にございます。

また、弁護士の海外への進出という観点から見ますと、大手事務所に対するアンケートに基づくものではございますが、海外展開拠点の状況として、本年一月の時点におきまして、中国、ベトナム、シンガポール、タイ、ミャンマーなどに合計二十カ所以上の海外拠点が存在しており、これらの拠点において、四十名以上の日本の資格を持つた弁護士が活動をしてございます。また、海外出向研修の概況といたしましても、アメリカ、イギリスを中心とする欧米諸国に約四十名弱、中国、シンガポール、ベトナムなどのアジア諸国に約四十名弱の法曹有資格者が出向し研修を行つてい

る。これは大手事務所の状況でございますが、以上の状況でございます。

○階委員 今、日本の弁護士がどういう仕事をされているのか、それを踏まえた上で、こういう新たな法人が必要なのかどうかというのを説明いただけると、より納得性が高まるのではないかと思います。

あと、私の資料でいうと、資料の一番最後、資料七というのをごらんになっていただけたらいいんですが、「外国法事務弁護士の登録状況内訳」、平成二十五年四月一日現在なんですが、弁護士会別で見ますと、やはり東京三会が圧倒的に多くて、大阪、愛知はちよつと桁が違つてきているということで、ほかは推して知るべしというような状況でございます。

先ほど、わかりやすく支店と申し上げましたが、正確には従たる事務所というんでしょうか、この従たる事務所の設置が認められるというお話でしたけれども、果たしてそのニーズというのはあるのだろうか。地方に従たる事務所を展開していくようなニーズは今のところないような気がするんですが、こうしたデータを踏まえても、従たる事務所の設置を認める必要があるというのであれば、その理由を、大臣、お答え願えますでしょうか。

○谷垣国務大臣 確かに、先ほどもちよつと申し上げましたし、今も委員が指摘されましたけれども、現に、登録されている外国法事務弁護士は九割が東京三会に集中しているということは事実でございます。

それで、今まで法人化というものが認められておりませんでしたから、従たる事務所も設置することができなかった。今後、東京以外の都市にも、具体的にどうなっていくかはこれからの展開を見なければわかりませんが、それが設置することが可能になったこと、そういうことを通じて、東京以外のところでも外国法に関するサービスを受け入れることができるようになる、利用できることにはないかと期待していると

ところでございます。

○階委員 一枚戻っていただいて資料六を見ていただきますが、この外国法事務弁護士士の業務実態というところで、下の方に、バツを二つ冒頭につけています項目があります。日本の弁護士は日本法及び外国法を取り扱うことが可能であるのに対し、外国法事務弁護士は、日本法に関する法律事務を取り扱うことがまずバツ、それから、我が国の裁判所、行政庁での手続に代理人として関与することもバツだということが書かれております。

日本法に関する法律事務を取り扱うことについて、どうやってその規制が守られているかどうかをチェックするのかわかることについては、先ほど質疑の中でも触れられていましたので、ここはちょっと飛ばさせていただきます、もう一方の、我が国の裁判所、行政庁での手続に代理人として関与すること、これの潜脱行為が行われかねないのではないかとという問題意識からお尋ねします。

質問の事前の通告の⑧をこちらになつていた、いただきたいです。

外国法事務弁護士あるいは外国法事務弁護士法人の業務範囲としては、今申し上げたように、法廷での代理は認められていないけれども、一方で、契約書をつくることは可能なわけでして、契約書で準拠法とか管轄裁判所の定めを置くことはよくある話です。この準拠法とか管轄裁判所を海外にすれば、実質的に法廷の代理ということも可能となつて、業務範囲の制限をいけば潜脱できるようなことも可能なのではないかと思っております。

そもそも、これを潜脱と言うのかどうかも議論となるかもしれませんが、こうした点については別に問題ないと考えていらつしやるのかどうか、あるいは、潜脱になるのでチェックしなくちゃいけないということを考えていらつしやるのかどうか、これは参考人からお願いたします。
○小川政府参考人 お答えいたします。

御指摘のような場合、もちろん、契約書によつて準拠法や管轄裁判所を海外のものにするということは可能でございますが、そもそも、外国法事務弁護士がとれる事務自体が、出発点から、日本法に関する事務はとることができませんので、その意味では、余りそういった状態が多く出てくることはないのではないかとこのふうには見てございます。

ただ、仮に、潜脱と評価されるような場合があり得るといたしますと、これはもちろん個別具体的な状況に即してということではございますが、日弁連などの関係機関における懲戒等の手続で、そういった実態も踏まえた上で適切に判断されるものと承知してございます。

○階委員 この法案に関して、最後にまとめとして大臣にお尋ねしますけれども、私は、こういう国際業務については、日本の弁護士あるいは日本の弁護士法人がなるべく対応するようにして、それでサービスの受け手の利用もより便利になるようにするというのが原則だと思つていて、それで足りない場合に、海外の弁護士さんの力もかりて、今回のような外国法事務弁護士法人というものの設置を認めるべきだということで、補完するような役割というものが正しい考え方なのではないかなと思つております。

それは、現在、弁護士さんが過剰きみでありますから、そうした方の職域を確保するという意味でも重要なことだと思つていますし、国益を守るという観点からも重要だと思つています。

そのあたりの、原則が何で、あるいは例外というかが補完すべきものが何かというのは、私は、大臣として明確な見解をお示しすべきではないかと思つていますが、大臣の考え、日本の弁護士のあり得べき姿、そして海外の弁護士にどのように国内で活躍してもらうのかというこの調和というのかその関係について、御説明いただけますか。
○谷垣国務大臣 私は、今委員がおつしやいましたように、弁護士の数がふえているということも事実でございますから、日本の弁護士は、もちろ

ん国内法事件も充実して、さらに職域も広がっていく、これは努力をしなきゃいけない、法務省としても大きく関心を持つていらっしゃるでございませうが、それと同時に、外国法についても職域を広げてもらいたいと思つております。

私、今、法務省がやっております途上国等に法制度支援をするのは非常に大事なことでございまして、単に法制度をつくるというだけじゃなしに、法律家の養成等々をお手伝いするということも、その国との長い友好関係にも非常に意味がございませうし、さらに、日本との経済関係等々も、日本が相当寄与してその国の法制度を高めていったということになりますと、日本との経済関係にもプラスの面がたたくさんあるだろうというふうに思つております。

したがって、そういう業務に日本の法律家がどんどん業務を広げて参画してもらいたい、そのことは法務省としても積極的に後押しをしたい、このように考えているところでございませう。

他方、では、外国法事務弁護士はどういう仕事をしていたら、よくかというところになりますと、これはもちろん、日本の国内法には関与することができません。それぞれの御専門の外国法を中心に仕事をしていたら、法の支配に関する基盤をつくつていただく。

その意味では、外国法事務弁護士と日本の弁護士が扱うあれが必ずしも、補完関係と言つていいのかどうか、実は私も十分考え詰めていたわけではない、それは、それぞれの長所とする分野というものでそれぞれ競争されたいのではないかと私自身は思つております。そこあたりもまたよく勉強させていただきたいと思つてます。

○階委員 ぜひよろしくお願いたします。
最後、わずかな時間となりましたので、ちよつと途中で割愛したところに戻りますけれども、袴田事件を受けて、今、法制審では新時代の刑事司法制度特別部会の議論が佳境に入つていいると思うんですが、やはり私は、三つの点についてはきちんと進めるべきだと思つています。

一つは、取り調べの可視化です。その特別部会にかけられたたき台の中で、全過程可視化を原則とする第一案と、部分的な、裁量的な可視化を目指す第二案というのがあるんですが、私は、第一案が中心となるべきだと。

袴田事件でも、実は、今回の再審請求の中では余り触れられていなかったんですが、四十五通の自白調書のうち、四十四通の任意性が否定され、原判決では一通だけ証拠能力が認められたということなんです、もし全過程可視化であれば、残り一通についても、その前後の状況から不採用になり得たということもあり得るかもしれません。

こうした取り調べの全過程可視化ということですが、それから、そのたき台からは漏れているんですが、二月十四日の参考資料で小野委員という方から、再審請求審においても、公判前ないし期日間整理手続と同等の証拠開示が行われるべきだという意見が出されておりました、これに同調する委員からの意見も多数ありました。この点についても積極的に進めていただきたい。

それから最後に、証拠隠滅罪等の引き上げということがたき台にありますけれども、捜査機関が同種の罪を犯した場合にはさらに加重すべきだという議論が、従前あったものがたき台からは漏れていいますので、この点についても、今回の件を受けて、検察あるいは捜査機関の信頼回復という観点から、しっかりと検討していただきたいというのを申し上げたいと思つてます。

以上、時間が参りましたので、終わらせていただきます。ありがとうございました。
○江崎委員長 次に、西田議員。

○西田委員 維新の会の西田議員です。
本日どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
さて、本日は外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法一部改正法律案ということでございまして、これも初めて読みながら勉強させていただきましたわけでございますけれども、これは、もともと制定されている弁護士法に対して、外国の弁護士の方が日本国内で活動するに当たつ

ての特別措置をつくった、昭和六十一年、先ほどの議論の中でも経緯が御説明されておりましたけれども、そういうことでつくられた法律であつて、今回の法制は、趣旨説明でも大臣おっしゃっていらつしやいましたとおり、国際化ということの中、もしくは専門家、もしくは複雑多様化、そういうものにしっかりと対応していこうという趣旨での今回改正ということでございました。

ですけれども、現行法を踏まえて改正案を読んできますと、趣旨にあるような印象というよりも、むしろ外国の弁護士の方の活動をいかにして制限してやろうかというような印象を持つわけでございますね。これは読んだ中で私の偏見かもしれないけれども、偏見は大事だなと思つておりまして、偏見を大切にしながら、きょうは質問をしていこうかなというふうに思つております。

まず、そもそも、名称なんでございますけれども、非常に実はなじみがないんですね、事務弁護士というものは。そもそも、日本には事務弁護士という資格があるわけじゃないわけでございまして、突然いきなり事務弁護士というのが外国法に關してだけ登場するわけでございますけれども、事務弁護士というのは何ぞやということ調べてみますと、イギリスとかは事務弁護士なんです。法廷弁護士と事務弁護士、バリスターとソリシター、こういうことで、むしろ事務弁護士という、詳しい方はイギリスかなというふうに思つてしまふわけでございますね。なぜ今回、今回といますか、制定当時でございますけれども、あえて事務弁護士という名称にしたのか。

当然、外国法事務弁護士、これは日弁連に登録して会員になるわけでございまして、そういった意味では弁護士同様に認められた範囲内で法律事務を行うわけでございますから、例えばアメリカ合衆国ニューヨーク州弁護士、もしくはイギリス国弁護士、フランス国弁護士とか、そういうふうな言つた方が依頼する側からもわかりやすいというふうな思ふわけでございますけれども、なぜこのような事務弁護士という名称をいきなり登場さ

せたのか、その経緯について御説明をいただきたいと思ひます。

○小川政府参考人 お答えいたします。

まず、外弁法は、外国の弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に關する法律事務を取り扱うことができる道を開き、かつ、その法律事務の取り扱いを弁護士の例に準じて規律するなどの特別の措置を講じて、涉外的な法律關係の安定を図るということを目的とするものでございます。

外国弁護士が我が国で取り扱います業務の範囲は外国法に關するものでございますが、法廷活動は含まれておりません。事務弁護士という名称は、今も御指摘ございました、原則として法廷活動を行わない英国のソリシターの訳語として定着しておりまして、外国法事務弁護士といへば、取り扱う対象が外国法であることと、許される事務の中に法廷活動を含まないことを容易に理解することができると考えられたところでございます。

それから、取り扱うことのできる業務は、原資格国、つまりもとと資格を取つた国に關する法律事務にとどまりませんで、指定法に關する法律事務など原資格国以外の法律も含まれるということからいたしますと、例えばニューヨーク州何々というのではなくて、外国法事務弁護士という名称をつけた方がその実態にふさわしく、しかも、我が国の弁護士との混同を招くおそれもない、こういった観点を考慮されたものと思われまふ。

○西田委員 ありがとうございます。よくわかりました。

次に行きたいと思うんですが、外国法事務弁護士と登録すると、日本国内で法律事務、つまり弁護士活動が一部できるようになるわけでございますけれども、この法律がそもそもできる前もそうだったんだと思うんですが、いわゆる外国弁護士の方もいらつしやるわけですね。では、今どういう状況かといいますと、恐らく、登録をしていらつしやる外国法事務弁護士も日本

国内で活動していらつしやるし、外国弁護士の方もいらつしやるという状況にあるかと思うんですが。

では、登録をしていない外国弁護士の方は国内で何をなさつてゐるのかということが疑問になるわけです。そういった実態等についてどのように把握をされていらつしやるのか、教えていただければと思ひます。

○小川政府参考人 お答えいたします。

外国法事務弁護士登録をせずに活動する外国弁護士の実情そのものについて、具体的な人数ですとか活動実態を把握しているというわけではございませんが、例えば、活動実態について見ますと、大手の事務所などに外国弁護士として雇用され、そこでのいろいろとトレーニ的な調査などをしたり、補助的な事務にかかわつてゐるというふうな実情を聞くことはございます。

また、人数の面で申しますと、弁護士あるいは弁護士法人が外国法事務弁護士ではない外国弁護士を雇用する場合には日弁連に届け出るということとされておまして、平成二十四年度に届け出がありました数は合計八十一名でございます。

○西田委員 ありがとうございます。

今の御説明ですと、まず二点あります。一点は、日弁連に登録されているのは日本の弁護士事務所であつたりするところで働いていらつしやる方ということでございました。そうでない方も多分いらつしやるのではなからうかと思うんですが。

きょうは、入国管理局長にもいらつしやつていた、だいております。在留資格について伺いたいと思うんですが、外国法事務弁護士さん、これは恐らく法律学という専門職のところで在留許可かなと思うんですが、登録をしていない外国弁護士さんが日本に在留する場合の在留許可というのはどのようなになっているのか。

それと、今、小川部長さんからは、弁護士事務所働く外国弁護士さんは八十一名というお話でしたけれども、それ以外の方も恐らくいらつしや

らうかと思うんですが、日本にいらつしやつてゐる外国弁護士さん、在留されてゐる外国弁護士さんの数を把握されていらつしやつたら、それもあわせて教えていただきたいと思ひます。

○榊原政府参考人 お答えいたします。

外国法事務弁護士の登録をしてゐる者に対しましては、法律・会計業務の在留資格が決定されます。また、外国法事務弁護士の登録をせずに我が国に在留する外国弁護士で、本邦の公私の機関との契約に基づき法律学の分野に属する知識を必要とする業務を行う場合には、人文知識・国際業務の在留資格が決定されます。

また、外国法事務弁護士の登録をせずに我が国に在留する外国弁護士の数につきましては、統計として取りまとめておりません。

以上でございます。

○西田委員 ありがとうございます。

恐らく、入国管理局で把握をされてゐないということであれば、何人いるかというのは、もうわからないということでございます。

それで、先ほどの小川部長の答弁にもありました、日弁連として把握できるのは、恐らく監督権が及ぶ範囲でしか把握できないんでしょう、これは恐らくその人数しか把握できないことだと思ひます。

先ほど二点あると申しました。もう一点は、そういう、登録をしていない日本で活動する場合で想定されていらつしやる、もしくは何つていらつしやるのが、調査であつたり補助的な何か活動というふうにおつしやいましたけれども、そういったことというのは登録せずにできるのでございまいしょうか。

これは、私も法律の専門家じゃないですから、ここが実は正直余りよくわからないところで、法律事務というのは、どこまでが法律事務で、どこから先は法律事務じゃないのか。この辺について、外国弁護士さんの今の業務の提供に恐らく当たると思ひますけれども、そここの線引き

等、整理されているのであれば、ちよつと教えていただければと思います。

○小川政府参考人 弁護士法あるいは外弁法は法律事務という概念を用いております。

法律事務といふのは、一般に、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、または新たな権利義務関係の発生する案件について法律上の効果を発生、変更する事項の処理をいふものと解されておりまして、こういった趣旨の裁判例などあるところでございます。

○西田委員 ありがとうございます。

多分、入国、在留許可が妥当かどうかにもかかわつてくると思うんですけども、当然、先ほどの人文知識・国際業務で在留されている方が法律事務に関するのをやると、これは在留資格に違反する資格外活動になるわけでございますよね。ですから、恐らく何かしら明確な線引きがあるんじゃないかなというふうに思つたんですね。つまり、人文知識・国際業務では、法学に基づく労務の提供は認められるけれども、法律事務は認められないということなんだと思ひますけれども、もう一度ちよつと、入管局長でも構ひませうし、小川部長でも構ひません。労務の提供といふのと法律事務の違いというのはどこにあるのでございましょうか。

○小川政府参考人 先ほども申し上げたところではございますが、法律事務と申しますと、やはり、ある紛争があつて、そういったものについて解決に向けた形で権利義務関係が変更、変わっていくというようなことでございますので、私が労務の提供にかかわる例として申し上げました、例えば単純な調査であつたり補助的な業務ということについてはこれに当たらないものものだろうと思ひます。

○西田委員 これはむしろ弁護士法の七十二条のところ、これは非弁に対する刑罰法規であろうかと思ひますけれども、ここでの定義なんだろうと思ひます。

今おつしやつたように、訴訟関係にあるとか、

まさに裁判業務もそうですし、この七十二条の趣旨というのは、こういう裁判業務を初め、法律相談もそうですし、調査もそうですし、契約書であつたり法律文書の作成とかそういったことも、全部基本的には弁護士しかやつちゃだめという解釈だと私は思つておるのでございますし、また、そういったことについては、スタッフに基本的な任せちゃだめなんだ。

医師の世界、医療行為の世界でいうと、医師の指示があれば看護師も一部認められた医療行為ができるわけでございますけれども、弁護士の世界はそうじゃないんだぞ。それぐらいこの七十二条というのは厳格に解釈されているものだというふうに私は認識をしておつて、実はそこに問題意識を持つていて、そういう厳格な解釈ばかりしていたら、弁護士の法律事務というのは煩雑化し過ぎて、これが結果として、年間で弁護士が取り扱える事件数がなかなかふえない、法の支配をまねく貫徹する、法のサービスを提供するということの大きな大きな足かせになっているんじゃないかなうかという問題意識を持つておるわけでございませう。

今言つた七十二条の解釈は、私の解釈でよろしいのでございましょうか。つまり、法律事務といふのは、裁判業務も含め、調査もだめ、契約書の作成や法律文書の作成もだめ、法律相談もだめ、こういったことよろしいのでございませうか。

〔委員長退席、盛山委員長代理着席〕

○小川政府参考人 七十二条が定めております法律事務というのは、先ほど私が申し上げたとおりでございますが、条文上も、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件」などございまして、「その他一般の法律事件」に關して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」もちろん例外があれば別であるというふうには書いてございますが、そういう定め方をしておりますので、あくまで基本的に

は法律事務という概念を中心としたものでございませう。

○西田委員 ありがとうございます。

これはもう一度、弁護士法そのものについてです。また機会を改めて、私ももう少し理解を深めて質問していきたいと思ひます。

今回の特別措置法に戻りたいと思ひます。

まず、この三条でございますけれども、ここで職務が定められているわけでございます。ただし書きで、まさに法律家の根幹にかかわるような業務が、広範に、しかも一律にやつちゃだめだということ制限をされているわけでございませうし、第二項では、さらに細かい点を挙げて、弁護士のこの弁護士というのは国内の弁護士ですね、弁護士の助言を書面でもらえと命令しているわけでございませう。

こういった、厳格に、しかも一律に、広範に職務を制限しているというこの条文が、国際法務サービスを適切かつ有効に行き渡らせるというもののに対して、むしろ阻害している条文になつてしまつておるんじゃないかなうかというふうに思ひますが、いかがでございませうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

外弁法三条第一項ただし書きにおいては、外国法事務弁護士は、日本国内の裁判所や検察庁などの手続の代理や、これらの機関に提出する書類の作成等の業務を行うことはできないということとされてございます。今御指摘ございましてよく、各号にいろいろ定めておるところでございませう。

原資格国法に関する事務を取り扱うのが外弁の基本的な業務でございませうが、仮にそれに当たるとしても、例えば、裁判手続に関連するもの、あるいは刑事事件に関するもの、それから、不動産の得喪や工業所有権の得喪に関するものなど、我が国の公益あるいは公益上の観点から外国法事務弁護士に取り扱わせることが必ずしも相当でないものもあると考えられますことから、これらの法律事務については、外国法事務弁護士が行うこと

ができる法律事務から除外したものでございまして、今申し上げましたような趣旨に基づくものと理解しているところでございます。

○西田委員 ありがとうございます。

次に、第十条に行きたいと思ひます。

第十条というのは承認の基準ということなんでございませうけれども、これも職務以上に非常に高いと思われるハードルがあるわけでございませう。まず、三年以上資格取得国における実務経験が必要というように第十条にあるわけでございませう。何で三年なのか。国内でいうと、弁護士さん、資格を取つたら、司法研修ということがあろうかと思ひますけれども、実際の実務経験、たしか二カ月でございませうか。外国法事務弁護士に登録する外国弁護士には、なぜこんな三年という資格取得国における実務経験というのを条件としてつけていらつしやるのか。この趣旨を教えてくださいなればと思ひます。

○小川政府参考人 お答えいたします。外国法事務弁護士の制度は、申請者が外国弁護士の有資格者であるという、そのことに基づいて、改めて試験で承認のもとで我が国での活動をするという制度でございませう。そのため、原資格国法に関する法律事務を取り扱うのに十分な能力や資質を有し、適切な監督のもとで、倫理的にも外国の弁護士として欠けることがないということを実務経験があることによつて証明することとしたというのが、外弁法十條一項において職務経験を要求した趣旨でございませう。

三年とされている点でございませうが、これはもともと五年でございました。これが、法改正によりまして三年と緩和されたものでございませう。これは、外国法事務弁護士となる資格の承認に当たつて職務経験を要件とすること自体の妥当性は、今申し上げましたように認められるものの、現行法のもとでの運用実績ですとか諸外国の同様の制度の例との比較の観点から、職務経験を要件を三年以上としたものでございませう。

外国の例でございますが、アメリカで外弁制度を持つておりますところで、弁護士の人数の非常に多いところとしてよく言われますニューヨークあるいはミシガン、それからテキサスといったところでも申請直前の五年中の三年間の職務経験を必要とする、こういったことも参考とした事由の一つでございます。

○西田委員 ありがとうございます。

恐らく相互主義的なところもあるかなというふうに思いますので、理解をするところでございますけれども、能力や資質というものはクライアントが判断するものでございますから、資格があれば、余り細かい規定は私は必要ないんじゃないかなというふうに感じるものでございます。

だからこそ思うのが、この三年以上については、第二項で、三年の実務経験は、日本で活動した期間を一年を限度として入れるというふうになつてゐるわけでございます。これは何であつてこんな一年、しかも一年を限度として、何でこれまた一年なんだと、何かいろいろなところに恣意的な数字が出てきているように感じるわけでございますけれども、ここについても教えていただければと思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

労務の提供ということを経験に算入できる根拠ということがまず第一でございますが、国内で弁護士や外国法事務弁護士などに雇用されて、資格取得国の法知識に基づいて行った労務提供などをしていても、これはもちろん依頼者に対して法的助言を与える資格はないわけですが、その労務提供の内容、つまり、資格取得国の法知識に基づいて、先ほど申し上げました、調査のような労務提供をしているということ、そういった内容に照らしますと、実務経験として相当程度満足できるものと評価できるのではないかとということでございます。

その上で、日弁連などの監督を受ける弁護士や外国法事務弁護士が雇用主でありますので、適切な監督を受けているということも考えることが可

能でございます。

そこで、一年以内であれば職務経験に算入しても弊害がないと考えたわけでございますが、もとも、職務経験が現時点では三年でございますので、考慮すべき要素として、そういう意味では短期間ということ、一年以内であれば算入可能であるというふうにしたものと思われま。

○西田委員 御説明を聞いておりますと、やはりいろいろなところで恣意的なんだなということを感じるわけですね。

実務経験といいますが、日本でも外国弁護士ができることは、まさに御答弁にありまして、おり、法律事務じゃないわけですね。ですから、外国法事務弁護士としての経験でもないわけですし、いわゆる国内での弁護士としての経験でもないわけで、単なる労働者の経験なわけで、これを実務経験に入れるというのは、ここはここナンセンスに思うわけですね。あえて実務経験を大事にするのであれば、入れるべきじゃないんではなからうかというふうにも問題意識を持つところでございます。

次に行きたいと思ひます。

次は第四十八条です。この法律は、読んでいきますと、めくつていつてはまたもとに戻り、めくつていつてはまた戻りと非常に何か整理されてない感じがするわけでございますけれども、第四十八条、これもまさに私は参入障壁に近いような決め事ではなからうかと思うんですね、在留義務ですね。外国法事務弁護士は、登録をされれば、一年のうち百八十日は日本にいなさいけないというふうに決められているわけでございます。

この要件が果たして必要なのか。外国法を取り扱うわけでございますから、例えば、依頼を受けて、取り扱っている外国法のその外国に行つて、現地に行つて調査したり、もしくは検討したりしていかねばいけないことだつて恐らくあろうかというふうにも思ひますし、在留義務をあえてここで百八十日も課している意味が私はよくわか

らないわけですね。そこで、これについて教えていただければと思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

外国法事務弁護士は、我が国において、基本的には、原資格国法に関する法律事務を取り扱うということを職務としているわけでございまして、長期間我が国から出国して不在となるような事態によつて、依頼者に対して迷惑をかけるないようにするといふ依頼者保護の観点から、また、形式的に登録のみをいたしまして、事務員的な立場で、資格のない者に法律事務の処理を任せるといふ状態になることを防ぐため、こういった理由から、少なくとも年の半分程度以上は我が国に在留する必要があると解されることによるものというふうに理解してございます。

○西田委員 ありがとうございます。

依頼者保護と、あとは法律事務を事務員に任せちゃだめだという御趣旨でお答えになりましたけれども、依頼者が、自分にとってこの弁護士でいいのかどうかというのは、それは依頼者が決めることであつて、自分の利益に反するような弁護士であれば、それはすぐ取つかえるわけでございまして。ですから、これも私は余計なお世話な気がしてなりません。また、法律事務を事務員さんに任せないようにするとおっしゃいますけれども、それは、そもそも、先ほどの三条の職務であつたりするところで厳格にだめだと言つてゐるわけでございます。ですから、あえてまたここでこの百八十日の根拠にするというの蛇足なような気がしてなりません。

さらに、この第二項ですね。これは例外的な定めなんですよけれども、自己あるいは親族が傷病その他やむを得ない事情のときは、しょうがないと言つてゐるわけですね。自分が病気になるたり家族が病気になるたり、しょうがないと。これなんて、まさに休むをする学生の言いわけと同じレベルでございまして。こんな規定をするくらいだったら、むしろ、日本における依頼を受けて今行つてゐる外国法事務弁護士の業務で海外に

行つた期間はその限りではないとか、そういうふうにするのがよっぽどきれいだ、そもそも要らないですけれども、というふうにするわけでございます。

さて次に、また第十条に戻らなければいけませんけれども、承認の基準についてのところで、もう一度戻つて質問したいと思ひます。

これは、第十条第四項で、承認するに当たつて、法務大臣は、日弁連の意見を聞かなければならないというふうになつてゐるわけでございます。どうして日弁連に聞かなければいけないのか、これについて、この趣旨を教えてください。

○小川政府参考人 日弁連は、申請人の有する資格が我が国の弁護士に相当する内容を持つものであるかなど、承認の基準に関する事実についての専門的な知見を有していることから、法務大臣の承認の可否判断に当たりまして、その意見を聞くというのがまず有用であると考えられたこと、また、日弁連は、外国法事務弁護士の登録を行う機関でございますので、外国法事務弁護士の資格得喪に密接な関係を有するとともに、外国法事務弁護士の指導、連絡及び監督を行うこととされておりました、これらの事務を有機的かつ円滑に運用する必要があることから、法務大臣が承認を行う場合には、その意見を聞くこととされたものでございます。

なお、法務大臣は、日弁連の意見に拘束されることはございせんので、運用といたしまして、日弁連意見と異なる判断をした事例は相当数ございます。

○西田委員 ありがとうございます。

今の御答弁をお聞きしましたが、あえてここで、「聴かなければならない」という強い文言にする必要はないんじゃないかならうかと。今の御答弁の内容ですと、聞くことができるで十分可能なのはなからうかと思ひます。誰がこの条文案をつくつたのかわかりませんが、つくつた人の意図が見えてしょうがないわけでございます。大臣には最後にまとめてお聞きしたいと思ひ

の雇用及び外国法共同事業に係る届出」について
というところでございますけれども、届け出でござ
いますから、こういった、共同事業を行う、もし
くは弁護士を雇用するといった際に、誰を雇用す
るのか、そしてその共同事業はどういう名称なの
か、どういう弁護士がいるのか、そういったもの
を届け出するのはわかるのでございますけれども、
そこには、そこで行う法律事務の範囲まであら
かじめ日弁連に届けなさいというふうに書いて
あるわけではございませんね。

法律事務の範囲まで届けるというのは、本当に

必要があるのか。実際、普通に国内の弁護士業務でそんな、事務所を開くとき、もしくは何か依頼を受けて弁護を行うときに、法律事務の範囲を届けなさいなんというのではないわけでございますから、私はこれもまた業務統制が過ぎるんじゃないかというふうに感じたわけでございます。そこで、この届け出の必要性について、お答えをいただければと思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

外国法事務弁護士は、弁護士を雇用するときあるいは外国法共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、当該雇用に係る弁護士の氏名及び事務所のほか、当該外国法共同事業に係る弁護士または弁護士法人の氏名または名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲等について、日本弁護士連合会に届け出なければならぬとされております。

その趣旨は、雇用及び外国法共同事業に伴う弊害を防止する手段の一環といたしまして、日弁連などによりまず指揮監督の実効性を担保する観点から、日弁連に、日本弁護士の雇用ですとか、外国法共同事業の存在をあらかじめ知らせるべく、弁護士を雇用し、または外国法共同事業を営もうとする外国法事務弁護士に対して、雇用または外国法共同事業に係る一定事項について届け出を義務づけるというものでございまして、外国法事務弁護士による適正な法的サービスの提供を担保するという観点からも必要な制度であるというふうに認識しております。

○西田委員 ありがとうございます。

この第四十九条の三は、この後、七項にわたって詳細に、いろいろな届け出をしない、やれ報告をしない、こうやってまさに煩雑な事務を課しているわけでございすけれども、今、日弁連の監督指揮の実効性を担保するためにこういったことをやっているとおっしゃいました。この問題、ちよつとまた後で触れさせていたきたいと思ひます。

次に、この第四十九条、それと第四十九条の二

ですけれども、この条文では、「不当な関与をしてはならない。」ということが出てくるわけでございます。

そこで、外国法事務弁護士法人で雇用する日本の弁護士に対してであつたり、もしくは、外国法共同事業における不当関与をしてはならないということが定められているわけでございますけれども、先ほどの法律事務のところも基本的なことでお聞きしましたけれども、こちもちよつと基本的なことをお聞きしたいんですけども、何が不当な関与で、では、正当な関与というのはどういうことなのか。この辺を教えてくださいなというふうに思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

この条文の基本的な考えは、業務の範囲を超えて、外国法事務弁護士が、例えば日本の弁護士を通じることによつて本来であればできない業務を行うということ禁止するものでございまして、不当な関与という点も、みずからがそういう業務の、あえてできないことをするためにするものと評価されるかどうか、そういったことが一つの基準でございす。もちろん、具体的な事例において不当な関与と評価されるかは、関与の程度ですとか内容などを総合的に判断するものではございすますが、基本的な理解は冒頭申し上げたとおりでございす。

逆に不当な関与でないものといはしますと、雇われている弁護士が日本法の解釈に関する、例えば鑑定書などを作成するに際しまして、参考となる外国の判例、法令などを翻訳して外国法事務弁護士の方が提供する行為など、これは実質的に権限外法律事務を取り扱つたというふうにはおおよそ評価されないものでございすので、そういった付随的な事務などを行つて関与するような場合には、不当な関与とは評価されないというふうに理解されております。

○西田委員 ありがとうございます。

ここは恐らく、例えば弁護士法人であれ、外国法共同事業についてであれ、これは内部のことに

物すごく深くかわつてくるので、やはり何が正当、何が不当というものの判断というのは非常に難しいんじゃないかなというふうに思ひます。

例えば、世界的にいろいろな事務所を持つている大きな弁護士法人があつたとして、そこに所属する弁護士の方が日本に来て、外国法事務弁護士法人を立ち上げて、そこで日本人を雇用します。クライアントは、日本国内の国際的に活躍している企業で、それは当然日本の国内法にもかかわるし、アメリカあるいはほかの国の法律にも深くかわる。そういったクライアントからの相談に、それぞれの専門性を持つて、クライアントの依頼に最大限応えるにはどうしたらいいかということをやつていくわけでございすよね。

こういったところで、それぞれ専門性を持ったプロフェッショナル同士が議論するので、そもそもこの不当な関与なんというのがあり得るんだらうかというふうに思うのが、まず一点あります。

そして、仮にあるとするのであれば、そういう国際的な大きなネットワークを持つ弁護士事務所といはゆるトップの方からの指示で、これはこうしろと言われる。雇用ですから、あくまで雇用というは勤務に役することです。そういった指示には従わなければいけない。そういったとき、あるとすれば、もしかしたらそういう不当な関与ということが言われるのかと。そういったことで、非常に難しい判断になつてくるんじゃないかなというふうに思ひます。

先ほど答弁にありましたとおり、自分の権限外のことに対して何かやつたら、これはもうだめだよといはすけれども、それはそもそももう職務の範囲で厳格に定められているわけですので、何でこで判断が難しい不当な関与を禁止するといふ条文をあえて強調されていらつしやるのか、そこがいま一つわからないところなんです。ね。もしお答えできるのであれば部長にお答えいたしたいんですけども、難しいですかね。な

ぜ、あえてまたこで不当な関与ということを繰り返して強調される条文を入れていらつしやるんでしょうか。

○小川政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、もともと外国法事務弁護士は原資格国などの事務しかとれないわけで、それを越えすとして、形式面では当然のことながら権限を越えるわけでございす。

ただ、実際の業務の観点から見ますと、外国法事務弁護士が被雇用弁護士などがみずから行う法律事務にいわば実質的に介入することなどによつて、外国法事務弁護士による権限外法律事務の取り扱いと評価される、そういった、形式的な権限は越えていないけれども実質的には権限外法律事務の取り扱いと評価されるという場合が大きな問題になるわけでございすので、そういう意味でも、表現としましては、実質的な概念である不当な関与という表現を用いたものだというのが一つの理由だろうと思ひます。

○西田委員 この不当関与の禁止ということは六十一一年の成立当初から入つていたわけでございすけれども、もう二十年弱たつたわけでございす。その間、運用されてきたわけでございすけれども、具体的にこの不当な関与と指摘をされるようなことがこれまであつたのか、もし把握をしていらつしやれば教えてくださいなと思ひます。

○小川政府参考人 お答えいたします。

不当な関与があつた場合には、懲戒事由になります。非常な悪質な場合は刑事罰の対象にもなるわけでございす。が、これまで、不当な関与によつて外国法事務弁護士が懲戒、刑事罰などを受けた事例はないものと承知してあります。

○西田委員 この二十年弱の間、一度もなかったというのとは逆にどう評価をすればいいんでしょうか。

そもそも、先ほど私が言つたように、プロフェッショナルな法律の専門家の領域でございすから、お互いがお互いの領分の中で、それぞれの専門性に基ついて、お互い尊重してチームを組

んでやっていたりするわけですから、そもそも不当な関与なんというのは起り得ないんだ。ということであれば、この条文、必要性が本にあるのかということにもなりましょう。

逆に言えば、日弁連が、先ほど、監督の実効性の担保ということで、大要丁寧に条文中で日弁連のお世話をしているわけですが、必要にせよ、それにもかかわらずとも監督できていなかったから不当な関与での懲戒は一件もないのか。

今御答弁いただいた不当な関与は一件もないというのとはどう評価すればいいのかということについて教えていただければと思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

不当な関与という概念が法律に盛り込まれたのは、雇用の禁止あるいは共同事業についての制限を廃止いたしました平成十五年の改正からでございますので、その意味では、施行後ほぼ十年程度ということだろうと思います。その間、先ほど申し上げました届け出義務などといった別の意味での監視体制もございまして、そういったことも功を奏して、これまで懲戒、刑事罰などを受けた事例がないものと承知しているところでございます。

○西田委員 ありがとうございます。

そうすると、済みません、私の勉強不足で、十年間の運用ということでございます。この十年間の中で、やはり、法律での届け出義務を課している、そういったことによつて、この法律がきちんと機能したことによつて、なかつたという評価であるということでございます。

ただ、私は、先ほど来申し上げているように、本当にこの不当関与というものが現場で実際に起こり得るという想定がなかつたらいいわけでございます。

今回の質問は、前半部分で参入障壁についてお話をさせていただきまして、後半部分では、この法律が求める業務統制が行き過ぎているんじゃないかという感想を持つ、偏見を持っているわけでございますけれども、それについてお話をし

いるわけでございます。

そこで、これについても大臣にぜひ見解を伺いたいと思うんですけども、外国法事務弁護士との国内での活動に對して、この法律は、その趣旨とは裏腹に非常に強い業務統制を課して、有効かつ効率的に外国弁護士、外国法事務弁護士が活動する土壌をむしろ阻害しているんじゃないだろうかというふうに感じるのでございますけれども、いかがでございますでしょうか。

○谷垣国務大臣 外国法事務弁護士というのは、二つといたしますが、制約を負っているわけですね。一つは、国内法の事務をやつてはいけない、外国法の事務であるということですね。それからもう一つは、これは決して外国法事務弁護士に關してだけではないけれども、弁護士法は、かなりいわゆる非弁活動を制約するといいますが、非弁活動を抑えていくというのには、力を入れたという表現がいいのかどうか分かりませんが、相当そこそこ意を用いている。

今おっしゃった点は、いずれも、外国法事務弁護士として国内で活動できる境界あるいは非弁活動等々をどう定めるかというところからきているので、私は、その限りにおいては合理性はないとは必ずしも言えないんじゃないか、合理性はあるのではないかと今思っているわけなんです。

ただ、現実にはそれが、何というんでしょうか、余りにも大きな制約になつていたり妥当ではないことになつていのかどうか、これはやはり耳を傾けなければいけないと思いますが、立論の基礎にはそういう合理性はあるのだというふうに思っています。

○西田委員 ありがとうございます。

黒船来るで制定された法律で、当然合理性を持つて制定された法律だと思えます。ただ、二十年、そしていろいろな改正からも十年運用してきている中で、やはり今後、細かいところで改正の必要性、その問題意識はこの委員会の質疑でぜひ表明をさせていただきたいというふうに思っています。

そして次に、監督の体制についてなんでございませけれども、日弁連の監督、法律でも、その実効性を当然担保しなきゃならないというところで丁寧な条文が書かれていたりするわけでございますけれども、実際にこの監督の実効性は、実効性といえますか、うまく機能しているのか、この点についての評価を小川部長にお聞きしたいと思えます。

○小川政府参考人 お答えいたします。

外国法事務弁護士に対する監督は、日弁連において適正に行つていものと承知しております。数字の点を若干申し上げたいと思います。

外国法事務弁護士に対して業務停止以上、業務停止以上と申しますのは、懲戒処分の種類は、戒告、二年以内の業務停止、退会命令、除名の四種類でございますので、二年以内の業務停止、退会命令または除名、この三種類に該当する場合は、そういった懲戒処分がされました場合には日弁連から法務大臣への通知がされる扱いとなっております。これまで、業務停止以上の懲戒処分は五件あるというふうに承知しております。

○西田委員 ありがとうございます。

きちんと実効性については有効であると評価をしていらつしやるということでございます。この問題は、何も外国法事務弁護士に限らない話になつてくるんですけども、やはり弁護士の世界というのはなるほど特殊なんだなということが、今回この特別措置法を読むにつけ感じるわけでございます。

弁護士自治というのでございましょうか、制定当時、国家権力とやはり対峙しなきゃいけないということを想定されて、弁護士会に、今、懲戒まで含めて、除名まで含めて、物すごく強い権限、国家権力に匹敵する権限を日弁連に与えて、自治だということをやつていられるわけでございます。

でも、その考え方が今も引き継がれてやつていらつしやるんでしょうけれども、その考え方でいくのであれば、何も、外国法事務弁護士はその弁護士自治の枠組みに入る必要はないんじゃないかな

うか。外国法事務弁護士が国家権力と対峙するよなことがあるんだろうかということを思えば、私は、法務大臣で承認するわけですから、法務大臣でちゃんと監督していただければいいんじゃないかな。これも一つの問題意識ではなからうかというふうに思つてございまして。

今回、ちょっと時間も余りましたので、ちょっと弁護士法にも突つ込んでみたいと思つて、弁護士自治の確立ということで、大いなる期待の中で成立したんだろうなというふうに思っています。

この弁護士法の第一条を読みますと、なるほど、物すごいですね、基本的人権の擁護、そして社会正義の実現ということがまず書かれているわけでございます。ただ、ここで私、ひつかかるわけでございます。基本的人権については当委員会でも何度もお話ししたとおりでございます。あえてきょう繰り返しません。社会正義という言葉が出てきます。

我が国で有効な法律、千八百九十何本あるうかと思ひますけれども、社会正義という言葉が出てくる法律というのは、実は弁護士法のこの第一条だけなんです。検索してみましたが、これはもう当たり前だと思ひまして。

社会正義とは一体何なのか。これは非常に難しい問題だというふうに思つてございまして。非常に難しい問題ですね、社会正義とは一体何なのか。

この社会正義の実現というものは、実は私は、やはり文言そのものを非常に警戒するわけでございます。まるで呪文のように、社会正義と言えども身にも覚えがあるのでございますけれども、何か特定の利益を獲得したいときには、社会正義にかなうと言ふのが一番いいわけでございますから、ついつい社会正義という言葉を使つてもできる呪文のように枕言葉として使つてしまつてございませけれども、弁護士法第一条が書く社会正義とは一体何なのか。ちょっとお答えしにくい質

それに加えて、各人が各人にふさわしいものを受け取るというでしょうか、アリストテレス以来といえばそのとおりでございますが、配分的正義というのも正義に関して常に言われることござ

本日、外弁法の改正ということで、質疑時間を

パートナリング契約に基づく任意組合のようなものでございます。任意組合である以上、各出資者が、総会的に、各それぞれ経費とそれから利益益者を持ち分として持つということで、最終的には、

法人化すると、税務上のメリットがあるのであればやはり使うんだというふうに思うんですね。

実際、先ほど遠山先生の質疑の中でも、弁護士法人が認められるようになってからどのぐらい法

人化されましたかという点、そんなに多くはない数の回答をいただいたというふうな思っています。

おっしゃっていたように、法人化すると、基本的に法人に対して法人課税がかかるという点と、それから、社員である弁護士も役員であるので役員報酬をもらいますから、役員報酬に対しては通常の所得として所得税がかかります。

弁護士法人については、一応、会社法の六百二十一条という条文を準用していて、おっしゃる通り、配当が認められるわけですが、配当については、配当所得ということ、基本的には、要するに、法人税を払った後の当期純利益、そこから払われる配当分について、配当所得としてかかる。配当控除があるというふうにおっしゃいましたけれども、一部そういったメリットも多少ありますけれども、一応、法人税がかかった後の利益から配当されるということで、正直、余りメリットがないんです。いわゆるパススルー税制というふうに言われている、任意組合だつたり匿名組合だつたり等において一回的な課税が行われるというスタンスとは若干違うんですね。

弁護士法人化した人たちの御意見等を聞くと、メリット、デメリットそれぞれ指摘しているんですけども、税務上のメリットについては触れている人はほとんどいないというのが正直なところ。節税メリットはない。むしろ、法律事務所という事業形態の維持継続性というところと支店の開設ができるという、おおむねこの二点に集約される部分があります。

私が所属していた事務所のライバル事務所である日本で一番大きな法律事務所も、昨今、攻撃的に攻勢をかけていて、支店をようやくつくるようになって、法人化を一部したんですね。しかし、もともとエキティを持っていないパートナー自体はほとんど法人の中には入っていないで、事実上、法人というのは物すごくちやな部分的なものになっていて、法人と、もともと行っている法律事務所とが共同事業をやっている、そういう

ていをとつていっているところ。今回、弁護士法人化が認められたところで、どこまでふえるかというのは正直疑問です。かといって、別に制度として認めることを否定するつもりはもうろん毛頭ないんですけども、どこまで使い勝手のいいものなのかという点、私自身は若干疑問視をしているというのが正直なところでありました。

使い勝手という意味でいうと、二点目、もう一つ、次の質問で伺いますけれども、弁護士法人と外国法事務弁護士法人、いずれも、基本的には、合名会社に類する、要するに持ち分会社に類する形で社員弁護士は無責任を負うことになりまして、しかし、国際的には、私が以前、弁護士になりたてのころに所属していた法律事務所もそうだけれども、いわゆるLLPと言われる有限責任事業組合という形態をとつていて、負う経済的な責任については、基本的に出資額を限度に責任が限定されているというふうな思っています。

私自身が既に弁護士の活動をしていたところに、有限責任事業組合契約に関する法律という法律ができて、この法律ができたときに、これを専門職事務所を使うことができた何て素晴らしいんだろと思う、いろいろ勉強してみたら、施行令に、弁護士法七十二条に記載される弁護士業務については適用がありませんと書いてあるわけなんです。

そういう意味で、やはり法律事務所については有限責任化というのが基本的になされていないわけですから、まず前提として、経済産業省に、この有限責任事業組合契約に関する法律施行令をつくるときに、弁護士業務を外したというところについての経緯を含めて、どういったことを考えたかについて教えていただければというふうな思っています。

○西山政府参考人 お答え申し上げます。今先生からお話ございました有限責任事業組合契約に関する法律、平成十七年にできておりますけれども、この有限責任事業組合、LLPと言っておりますけれども、これにつきましては、今先生からお話ございましたとおり、組合に対して出資額以上の責任を負わない有限責任組合員のみから成る組合として定義をされております。したがって、この法律を策定するに当たりまして、特定の業務を行う者が無限責任を負うことが前提となっている場合につきましては、その政令において、その業務を有限責任事業組合の対象業務から除外するという措置をとつたわけでございます。

まさに今おっしゃられましたとおり、弁護士業務につきましては、弁護士法におきまして無限責任を負うこととされておりますので、これはほかの公認会計士あるいは司法書士といったものも同様でございますけれども、そういうことを踏まえまして、先ほど御指摘の施行令の中で除外をすることとなったということでございます。

○椎名委員 ありがとうございます。この本体である法律の方で無限責任化されているという話です。そこで、大臣に伺いたいんですけども、こういった専門職法人のさらに国際化ということを進めていく際に、先ほど遠山先生からもございましたけれども、その有限責任化というのは、割とグローバルな流れの一つなのではなからうかというふうに思う次第でございます。

そういった、専門職法人における社員弁護士等、社員公認会計士等の責任の有限化ということと、御所見という御意見をいただければというふうな思っています。

○谷垣国務大臣 今、経産省の西山審議官から御答弁がありましたけれども、先ほど遠山さんに御答弁したところでありますけれども、やはり日本では、弁護士あるいは弁護士事務所というのは、社員というか弁護士の個人的な資産と申しますか個人の人的信用が背景にあつて制度がつくられているんだらうと思うんですね。ですから、そういうたてつけを前提とする限り、西山審議官のよ

うな整理になるんだらうと私は思います。ですから、現時点でどうかと言われれば、日本の制度としては、有限責任というものを考えていくのは、少し論点がたくさんあり過ぎるんじゃないかという御答弁をすることになると思います。

ただ、かなり、今、椎名委員がおっしゃったように、国際的にはそういうものを活用しているいろいろな例があり、また、それが法律業務をきちつとやっていくという上で業績を上げているというふうなことも頭の片っ方には置いておかなければいけない、こう思っております。

○椎名委員 ありがとうございます。真摯な答弁をいただきました。

今後、日本の法律事務所も世界展開をしていく可能性が低くはないというふうな思っています。既に、私のいた法律事務所も、ニューヨークとそれからシンガポールに支店がありますし、これからアジアに支店を出していくことを想定しています。先ほど申し上げました、日本で一番大きな事務所である、私が昔いたところのライバル事務所についてはさらに、国内に三つ支店があるとともに、海外においても、基本的にはアジアですけれども、アジアにかなり多くの支店を設けています。

日本の中小企業、さらには大企業等も含めて、海外へ進出していく、そこで合弁だつたり契約だつたりというものをやるニーズというのが非常に高まってきたと思います。今までは、大手の商社のような会社が海外に進出して合弁などをするということで、大体そういった会社は法務部も充実しておりますし、英語をしゃべれる人もいっぱいいるので、海外の法律事務所を直接使うことになりました。その結果、日本の法律事務所が海外へ展開するというニーズが正直ほとんどなかったです。

私の所属していた事務所も、結構、二十年ぐらい前に一回シンガポールに支店を出しましたが、最終的に数年で撤退しました。その後、もう一回

○谷垣国務大臣　今おっしゃるように、その議論をする前に、まだ詰めるべき議論はあるのかなと、思います。御指摘のような法人の制度を設ける

さらには、私が従前所属していた事務所は、実は、タックスローヤーと、それから日本の税理士が、別途、同じフロアというか、同じビルの中に税理士事務所も一緒にあわせ持っていました。日本の税理士がやっている仕事というのは、アメリカではローヤーと呼ばれる弁護士がやっている仕

それその立場の人が、グローバルの任意組合、パートナーシップのパートナー、パートナーシップの持ち分を持っているグローバルパートナーと、日本のパートナーシップの持ち分しか持っていないローカルパートナーと、組合のパートナーシップ持ち分を持っていないけれども対外

もうだというわけでは必ずしもなかったんだろうと思います。

これは、先ほど事務方の方から御答弁申し上げたかもしれませんが、一つは、長期間、日本を不在にしている、依頼者から見ると、相談したくてもできないというようなことでは困るじゃないかというのはいくつあったんだろうと思いますね。

それからもう一つは、非弁活動にも通じてまいりますが、形式的に登録だけして、トレーニーというか、そういうものに丸投げをしていくような

ことも、これはおかしいじゃないかというところから決められたものでございます。

ですから、必ずしも相互主義的な観点ではなくて、日本の制度的な要請といえますか、そういうものだったと思います。こういう国際的な業務というのは、日々変化していくことでもございましょう。実態がどういふところにあるかは、我々もよく見なければいけないと思っております。

○椎名委員 ありがとうございます。

先ほど申し上げたヒエラルキーでいうと、私自身が一番下つ端のアソシエートだったわけですが、大抵クライアントとの窓口は一番下つ端のアソシエートがするので、社員弁護士が日本にいるかどうかについては正直余り関係ない、社員弁護士というか社員である外国法事務弁護士がいるかないか、正直余り関係ないというのが実感としてはあります。当然ですけれども、テレビ会議も電話会議もあるので、相談もできれば議論もできるようになっています。

そう考えると、必ずしも、おっしゃっていたデメリットというか問題点というのは、解消できる部分もあるのではないかなというふうに思いますので、引き続き御検討いただきたいというふうに思います。

最後の質問です。平成十五年の改正も含めてですけれども、この一連の外弁法の改正というのは、基本的には、ガット・ウルグアイ・ラウンドから続いているサービス貿易の自由化というものの一つの大きな流れなんだというふうに思います。さらには、米国から定期的に来ている要望書の中でも、比較的、平成十五年改正を含めて、そして今回の法人化を含めて、私自身も、使い勝手としてはどうかというところについて幾つか御指摘は申し上げましたけれども、おおむね、グローバルに見ても、やはり使い勝手という意味でいうと多少問題はあるものの、それなりに制度としては整備されてきたんじゃないかなというふうに思っています。

要するに、サービス貿易の自由化という観点

で、これ以上要請されている部分もそんなにないんじゃないかなというふうに思っているんですけども、外務省と大臣に、それぞれ、今後の外弁法の改正を含めた、その法的サービスの自由化というところについて、今後の見通しというか御所見をいただければというふうに思います。

○正木政府参考人 先生今御指摘のとおり、これまでWTOあるいは日米間の経済対話などにおいて、法律サービスの規制改革につきましては、職務経験要件の緩和あるいは廃止などの要請が寄せられて、議論がされてきております。

また、日本としても、各国の要望も念頭に置きながら、先生が御指摘されたように、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化によりの確に対応するなどの観点から、種々制度改正を行ってきたのは御案内のとおりでございます。

今回の法案はさらなる規制緩和を目指したものと理解しておりますが、各国からも引き続き我が国の外国法事務弁護士制度について要望が寄せられておりまして、法律事務の国際化、専門化あるいは複雑多様化に的確に対応する観点からも、引き続き、法務省とも連携を図り、議論を行ってまいりたいと思っております。

○谷垣国務大臣 今お話がありましたように、ガット・ウルグアイ・ラウンドとか、あるいは構造協議で議論されてきたものは、かなりこなしてきたのかなという思いはございます。ただ、今後どういふふうに議論になっていくのかはわかりませんし、やはりいろいろな、こういう国際的な法律業務の変貌していくところもあるんだろうと思えます。そういったことをよく見きわめながらやっていきたいと思っております。

○椎名委員 時間も来ましたので終わりますけれども、先ほど申し上げたように、これからは日本の法律事務所が外へ出ていく時代になるというふうに思います。そう考えたときに、今まで日本が米国やガットだったWTOだったというところから要望されてきたことと同じことを、日本が今後外へ発信していくことが必要になって

くるといふふうに思います。ですので、法務省と外務省とで連携をとりながら、弁護士業務の国際化という点から引き続き御検討いただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願います。

本日はありがとうございました。

○江崎委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○江崎委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江崎委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江崎委員長 異議なしと認めます。そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○江崎委員長 次回は、来る八日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十七分散会

平成二十六年四月十七日印刷

平成二十六年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K